



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『北海道金鉱山史研究』綱要(補遺):金政策の変遷と北海道の金鉱山
Author(s)	浅田, 政広
Citation	経済學研究, 49(4), 101-130
Issue Date	2000-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32181
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(4)_P101-130.pdf



『北海道金鉱山史研究』綱要（補遺）

——金政策の変遷と北海道の金鉱山——

浅田 政 広

1. はじめに

金は他の鉱物とは決定的に異なる経済的社会的本質を有している。すなわち近代資本主義社会において、金は単に貨幣の材料であるというだけでなく、価値の現象形態である貨幣それ自身であるということである。「金銀は生まれながらに貨幣ではないが、貨幣は生まれながらに金銀である」(K. MARX『経済学批判』)というのは、その意味である。古典的金本位制の下では、金貨流通あるいは兌換銀行券流通によって、そのことは明瞭に示されていたが、1930年代のいわゆる金本位制の崩壊、管理通貨制の成立後において不明瞭化し、1971年の金ドル交換停止(IMF体制崩壊)後はさらにその不明瞭化の度合いを増し、金廃貨の過程がますます進んでいるかのようにみえる。しかしながら、その過程は貨幣の持つ諸機能の代替化を通じておこなわれている事柄、すなわち信用制度の発展を通じてながら貨幣の節約をもたらす過程（いわゆる貨幣節約の論理）であって、金を貨幣の玉座から引き下ろす金廃貨の過程では決してないのである。たとえば主として一般流通において、中央銀行券に代表される現代の貨幣は、本当の貨幣である金の代用貨幣、単なる流通手段に過ぎないのである。また主として商業流通において、信用貨幣としての預金通貨が現代の貨幣であるとしても、それは高度に発達した信用制度と資本の円滑な還流を前提としている限りのことであって、いったんそれらが揺らぎ始めると、「貨幣は、突然、価値尺度としてのかすみのような、

まぼろしのような姿から硬貨、つまり支払手段に急変」(MARX同上書)し、いわゆる重金主義への回帰が始まるのである。もちろん不換制度（兌換停止）下の現代においては、その回帰はストレートに現象せず、通貨減価の回避策としての商品需要とも相俟って、その結果はインフレーション（名目的物価上昇）となって現れるであろう。

換言すれば、金は依然として貨幣の玉座にありながらも、代替可能な仕事は代役（影）に任せてその帷を増やしつつ、ますます我々から見えにくくなっているに過ぎない。その価値尺度機能については理性的理論的認識に任せるとして¹⁾、もし我々が感性的直接的に貨幣の玉座の一端をのぞき見たければ、ニューヨーク連邦準備銀行の地下室を訪れるがよいであろう。そこに鎮座まします光輝く金塊は、現代社会においても依然として自らが王（貨幣）であること、すなわち貨幣は金であることを我々に知らしめるであろう。最近の金価格低下は金廃貨論を元

1) 山田喜志夫『現代貨幣論』青木書店、1999年、第5章参照。なお最近、最新の現代貨幣として電子マネーが取りざたされているが、電子マネーは本来の貨幣である金に代わってその玉座に座るものでは決してなく、銀行預金の存在を前提とした返還請求権であり、単なる振替技術の革新に過ぎない。電子マネーの理論的把握については、同上書のほか、建部正義『貨幣・金融論の現代的課題』大月書店、1997年、同『はじめて学ぶ金融論』大月書店、1999年などが詳しい。

気づけるもののようであるが、しかしそれは貨幣としての金の有する社会的本質的意義についていささかも減ずるものではないのである。

このような意味からも金に関する研究は、他の鉱物研究とは異なる独自の意義を有しているというべきであろう。わずかではあるが、拙著『北海道金鉱山史研究』（以下、拙著）の持つ意義もまたそこにある。すなわち、拙著の主要な関心の向け所は鉱業論や鉱業技術史にあるというよりも、むしろ貨幣信用論の立場を出発点とし、そこから見た金鉱山史となっている。したがって国家の鉱業政策なかんづく金政策の変遷の意義と役割について力点を置いて述べたつもりである。また拙著にいささかのメリットがあるとすれば、北海道の代表的な各金鉱山の歴史についてある程度まとまったものを初めて世に提供できたところにあるのではないかと思っている。あるいは少なくともひとつのたたき台としての役割を果たし得るものと期待したい。

以下、拙著で取り上げた金鉱山を中心としつつ、概要的に①北海道における金鉱山の発見と財閥支配、②金政策と戦争、③労働および鉱害問題等の柱をたて、それぞれについて見ていくことにしよう。

2. 金鉱山の発見と財閥支配など

1) 北海道金鉱山史前史

北海道における金の発見は、史料的に見る限り、1205年(元久2年)まで遡ることができる。すなわち「知内村大野土佐日記」(以下、「大野土佐日記」)によれば、同年、筑前の船が知内に漂着し、水夫が発見した塊金を甲斐の領主荒木大学に献上、荒木はそれを二代目將軍源頼家に献上したところ採掘を命じられ、掘り子800人、家中計約1000人で1217年(建保5年)まで足掛け13年間に渡って金採掘をおこなったというものである。もっとも、この「大野土佐日記」については、「勝手に捏造したる虚談」とする河野常吉の批判があり、その信憑性には疑義が

あると言わざるを得ない²⁾。なお元久2年を建久2年(1191年)とする文献がいくつかあるが、それは「大野土佐日記」の誤写に帰因し、現物確認を怠ったために生じたものであろう³⁾。

大西風が吹いた後は天塩海岸のおよそ50里に渡って金色の帯を敷いたようになり、まぶしくて曇りの日でないと通ることもできない、というようないわゆる旧記にみどころの伝説的時代および近世における鉱山業についてはおくと⁴⁾、近代日本(1860年代以降)へ飛ぶことにしよう。

まず明治維新後の鉱山関連法規整備過程を簡単に振り返っておこう。

鉱山業に関する維新政府の関心は、当初もっぱら金銀銅などの貨幣材料にあった。それは財政確立の必要から来たものであるが、その意味で幕府の鉱山政策を継承したものであった。明治2(1869)年、従来私掘を禁じていたのを廃し、官が買い上げることにした維新政府の「鉱山開放」政策の狙いも貨幣材料の増産と売買独占にあったのである⁵⁾。

しかし、政府の関心は間もなく石炭などの他

2) 石川貞治「北海道鉱産及鉱業に関する旧記(2)」『地学雑誌』第9集第101巻、明治30年5月、河野常吉「北海道鉱業史(1)」『北海道鉱業会会報』第1年第2号、明治41年11月。なお「知内村大野土佐日記」の複写は北海道立図書館所蔵。

3) 建久2年としているのは、『北海道志巻之二十四』(明治15年)、多羅尾忠郎『北海道鉱山略記』明治22年、石川貞治「北海道産金論」『地学雑誌』第8集第87巻、明治29年3月、北海道鉱業会『北海道鉱山累年生産実績』昭和41年、土井正民「19世紀後半の“ゴールドラッシュ”とわが国の砂金採取(Ⅱ)」『昭和56年度全国地下資源関係学協会合同秋季大会分科研究会資料』など。

4) 石川、前掲「旧記」228頁。

5) 「工部省沿革報告」『明治前期財政経済史料集成』第17巻、48、49頁。通商産業省編『商工政策史』第22巻、昭和41年、12、19頁。隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、1968年、101～102頁。田中修『日本資本主義と北海道』北海道大学図書刊行会、1986年、144頁。

の全鉱物に及び、その法的整備過程は次のような変遷をたどった。

すなわち、わが国の鉱山関連法規は、先のいわゆる「鉱山開放」政策後、1871年（明治4）の鉱山開採許可権政府集中を経て、翌72年の地下鉱物の政府専有（いわゆる鉱山王有制）すなわち土地所有と鉱山所有の分離を明確化した「鉱山心得書」の公布、その法的大系化といえる1873年の「日本坑法」の制定へと系譜している⁶⁾。

しかし、日本坑法における鉱山の政府専有とは、鉱山の私有を認めず、単なる鉱区の借用を認めるにすぎない（借区制）という絶対主義的封建的限界を有していたものであったため、鉱業の発展にとって桎梏となったこの限界は突破されねばならず、それが鉱業条例へと結実したのである。すなわち、ここに先願主義による鉱区の私的所有を認め鉱区所有権を確立（鉱山王有制の解体）した近代的な鉱山法規といえる鉱業条例が成立（1890年公布、92年施行）することとなったのである。そしてそれは鉱業における資本主義の発展に対応したものであった。

その後、鉱業法規の整備は一層進展し、鉱業権、出願鉱区、出願規定、賃金支払方法、鉱夫扶助等の面で改善が図られた鉱業法が制定（1905年公布）され、さらにその後もたびたび改正が加えられていった⁷⁾。

そして昭和期に入ると、戦争の準備および遂行のために鉱物増産それ自身の奨励を目的とした立法措置が相繼いだ。すなわち1937年（昭和12）の産金法、1938年の重要鉱物増産法、石油資源開発法、日本産金振興株式会社法、1939年の帝国鉱業開発株式会社法等々である。実はこ

のような鉱物生産奨励という目的を持った法律は、明治大正期を通じて存在しなかったのである⁸⁾。

したがって、それだけにこの国家統制は「非常時」すなわち「準戦時」「戦時」体制下日本の鉱業にあらわれたいわばファシズム的異常性を際立たせているものといえよう。

近代日本におけるこのような鉱業法関連の整備の中で、金銀鉱業に関しては如何だったのであろうか。すなわち、金銀鉱業への政府の対策は、それらの金属が貨幣材料であるだけに特別のものがあつた、それは次のような変遷をたどったのである。

まず、いわゆる鉱山開放＝鉱業自由が謳われた1869年（明治2）2月の「開坑規則」（行政官布告177号）では、「金銀銅共鉱山司ニテ定位（価？…引用者）相立置候エ共時之相場ヲ以売買致シ候儀不苦候事⁹⁾」と定め、国内に限り金銀銅の時価による自由販売を認めている。

しかし、そのわずか3ヶ月後の5月、銅についてはまだ「人民ノ売買ヲ允許」したが、金銀については鉱山司がすべて買取することとして

8) 石村善助『鉱業権の研究』1960年、209頁。

9) 『太政官日誌』明治己巳（1869年）第廿二号、八丁（石井良助編『太政官日誌』第3巻、東京堂、1980年、121頁）。「開坑規則の略」では、「金銀共二本価ヲ衡定シテ鉱山司ニ収買スト雖モ時価ヲ以テ他ニ売買スルモ亦自由トス」（以下省略）とあり、より簡明な表現となっている（前掲『工部省沿革報告』49頁）。この「工部省沿革報告」にいう「金銀」は、『太政官日誌』および開坑規則の趣旨からみて「金銀銅」であり、「銅」の脱字と思われる。前掲『商工政策史』13頁は、「開坑規則の略」を引用するに当たって、この脱字を踏襲したうえに、その前条についてさらに脱字を重ねている。なお同じ部分を「理財稽蹟」は「金銀銅共二本価ヲ定立シ鉱山司ニ権買スト雖モ、本価外別ニ贏利アラハ私ニ相売買スルヲ聽許ス」、また「大蔵省沿革志」は「金銀銅共二本価ヲ衡定シテ鉱山司ニ収買スト雖モ、別ニ利贏ノ目図有ラハ他ニ売買スルヲ許ス」と記している（『明治前期財政経済史料集成』第1巻210頁、第3巻366頁。）

6) 前掲『工部省沿革報告』52～59頁。前掲『商工政策史』第22巻、12～48頁。なお、鉱山心得書について、前掲『商工政策史』は「鉱業および鉱業人にたいする国の圧倒的優越的地位を確保する、絶対主義的鉱業政策の基本原則を示すもの」と位置づけている。

7) 前掲『商工政策史』272～308頁。

自由売買が崩れ¹⁰⁾、同年11月の民部省布告第1068号「金銀銅ヲ縦ニ売買スルヲ禁シ諸鉱山採出額ヲ録上セシム」によって、銅をも含めて金銀銅3品の自由売買が禁止されたのである。これは後に新貨条例へと結実はするが、新しい貨幣制度用の金属材料が必要となったためである。しかし、この施策によってかえって全国の鉱山はその生産額を減少させたので、国内に限る点は同様であるが再び自由売買が認められることになった¹¹⁾。

この間、鉱物資源確保のために国家自らが鉱山の経営(官営)に乗り出している。すなわち明治初期において、鉱物資源中、金銀銅などの貨幣材料産出鉱山で官営と決まったものを「工部省沿革報告」から拾い出してみると24鉱山にも及ぶ¹²⁾。

しかし、そのほとんどは失敗に終わり、官営を継続した小坂、院内、阿仁、佐渡、生野等々の各鉱山は1884年(明治17)から96年にかけて次々と民間資本へと払い下げられていったのである。これは結局、1884年7月の太政官布告にいうところの、「官有ヲ移シテ民業トセハ利アルモノハ益増殖シ往キニ損失相踵セシモノモ反対ノ果ヲ結ビ損ヲ転シテ益トナスノ商機ニ遭フヘシ。故ニ之ヲ民業ニ移スヲ以テ十全ノ方案トス」という払い下げの方針の具体化であった¹³⁾。

こうして鉱業資本の自立化が進められるとともに、それは金銀銅等の貨幣材料の増産すなわ

ち貨幣制度準備金の蓄積という政府の狙いにとってもまた好都合であったのである。すなわち貨幣制度確立過程の面から見れば、1871年(明治4)の新貨条例は金本位制を目指したものであったにもかかわらず、財政危機による不換政府紙幣の増発からくる金銀の国外流出に遭遇したり、貿易一円銀貨の通用区域を拡大するなどして、その後実質的には金銀複本位制から銀本位制へ移ってしまうという紆余曲折があった。しかし、銀価格の下落、欧米諸国の金本位制の採用などが相継ぎ、日本としても貨幣制度としては再び金本位制への回帰が強く求められていたのである。特に普仏戦争の賠償金をもとに金本位制に移行したドイツが格好の先例となった¹⁴⁾。そこへ周知のように、日清戦争賠償金(純金換算278,864kg¹⁵⁾)が転がり込んで来ることによって、その一部¹⁶⁾を準備金とした貨幣法が1897年(明治30)3月に成立を見、ここに日本における金本位制が確立することになったのである。

このように賠償金収入を奇貨として確立した

なお、石炭鉱業の払い下げについて隅谷氏は次のように述べているが、このことは金属鉱業にも当てはまるものと思われる。「明治一〇年代末からの企業熱の勃興を先頭とし、多数の泡沫企業の浮沈をとめないながら、ようやく地歩をかためてきた資本制経済にとって、巨大炭坑の官営はもはや望ましいものではなかったし、政府にとっても必ずしも必要なものではなくなっていた。」前掲『日本石炭産業分析』257頁。

10) 前掲「工部省沿革報告」49頁。

11) この緩和政策は時の大蔵少輔井上馨によるものであった。前掲『商工政策史』21頁、ただし薫と誤植。原資料は『世外井上公伝』第2巻。

12) この他、調査はしたものの官営には至らなかった金銀鉱山は「岩代越後二国」だけで24鉱山あり、また「お雇い」フランス人コハニーに「大和国吉野郡」を調査せしめ、「銅鉱ハ産出スヘク而シテ金銀ハ産スヘカラス」という復命を得ている。前掲「工部省沿革報告」49～67頁。

13) 前掲「工部省沿革報告」67頁。『商工政策史』124頁。

14) 時の総理兼蔵相の松方正義は1897年(明治30)3月3日、衆議院における貨幣法提案理由説明の中でドイツの金本位制移行について触れ、「此独逸幣制ノ改革ハ、世界金銀価格ニ変動ヲ来セシ最大事件デアリマシテ、金ノ貴重、銀ノ排斥ト云フコトハ、茲ニ其端緒ヲ発シタ」と述べている。「官報号外明治30年3月4日第10回帝国議会衆議院議事速記録第17号」東大出版会『帝国議会衆議院議事速記録12』1980年、247頁。

15) 鯖田豊之『金(ゴールド)が語る20世紀』中公新書、1999年、50頁。

16) 鯖田氏がいうような「ほとんど大部分」(前掲書50頁)ではなかった。すなわち賠償金は庫平銀総額約2億テール、邦貨換算約3億4,000万円であり、そ

日本の金本位制であったが、賠償金はいわば一時金収入であり、その水準を維持しようとするれば、一方で基本的には国内産業を育成発達させることによって貿易収支の好転をはかる必要があり、しかし他方でそのためにはまだ依然として外資の導入が必要という矛盾を抱えており、そこからまさに直接的な金準備増大のために金鉱山の全国的な開発が要請され続けたといえるのである。

2) 金鉱山発見の推移

上に見たような経緯から、北海道においても金鉱山の開発が要請されていたのである。4,000人以上もの砂金掘りが入り、総額で約500貫（1,875kg）もの砂金が採取されたという北見枝幸のゴールドラッシュ期を前後して、相継いで金銀鉱山が発見され開発されていった。

拙著で取り上げた鉱山でその頃に該当するのは、静狩、手稲、轟、やや遅れて北隆、大金の各鉱山である。すなわち静狩鉱山の発見年は、確かなところは不明と言わざるを得ないが、諸文献によれば1890年（明治23）、1906年（明治39）、1908年（明治41）、1909年（明治42）等となっている。静狩は発見後、暫時放置され、本格的に採鉱が開始されたのは1917年（大正6）からであった。また手稲鉱山は明治20年代（24年か26年）に発見されていたようである。手稲は明治40年頃まで採鉱された後、放棄され、1916年（大正5）から再開されている。轟鉱山の発見は1897年（明治30）であった。発見の翌年、同鉱山は北海道鉱山株式会社の所有に帰することとなって開発が進み、1903年（明治36）には

青化製錬所も建設され、鴻之舞鉱山が発見されるまでは北海道を代表する金銀鉱山であった。北隆鉱山は1912年（明治45）頃に発見されていたと思われるが、試掘出願は1916年（大正5）頃であった。大金鉱山は、文献によって1912年から1915年までと幅があるが、主脈となる露頭発見は1928年（昭和3）であり、採掘権設定は1931年（昭和6）のことであった。

このように、この中で発見直後から順調に開発されていったのは轟鉱山のみであったが、他の鉱山の再開がほぼ大正期であるように、またこの時期は北海道における第2の発見期に相当していた。すなわちこの時期において、鴻之舞、沼の上、北の王、珊瑚等の各鉱山が、やや遅れて徳星鉱山が発見されている。

この中で特筆すべきはもちろん鴻之舞鉱山の発見であった。

すなわち、戦前戦後にかけてわが国を代表する大鉱山である鴻之舞鉱山は1916年（大正5）に発見されている。しばし出願戦で闘ったもの同士で作られた組合によって経営されたが、翌1917年に住友鉱業株式会社によって90万円で買収され、以後同社によって大規模な開発が進められていった。

沼の上鉱山は鴻之舞同様、1916年に発見された。しかし、ほとんど開発されず鉱業権は転々として、結局1928年（昭和3）に30万円で三菱鉱業によって買収された後、精力的に開発されていった。北の王鉱山は、1916年に付近の農場開墾作業中に出てきた金塊が発見のきっかけとなって、翌1917年に試掘権が登録されている。1918年には「北ノ王鉱山株式会社」が設立されて盛んに採鉱がおこなわれ、1920年（大正9）に採掘権が設定・登録された。この後、久原鉱業などが経営に関わるなどの曲折を経て、1937年（昭和12）「総計約二百二十万円で帝国産金鉱業株式会社（川崎財閥）によって買収された。珊瑚鉱山は1917年（大正6）に発見され、鉱業権が転々とした後、1926年（大正15）、30万5,000円で三井鉱山株式会社によって買収さ

のうち2億9,000万円は軍備拡張他に使い、残額と利子合計8,500万円のうち6,500万円とそれまでの兌換準備3,300万円との合計9,800万円を正貨準備として貨幣法が公布された。弘報通信社編『通貨と銀行の歴史』大蔵財務調査会、1974年、130頁。

れた。徳星金山が発見されたのは、これらの鉱山よりやや遅れて1923、4年（大正12、3）頃のことであった。当初はわずかに数人の鉱夫で手掘りをして売鉱していたが、1932年（昭和7）日本鉱業株式会社が経営に参画し、1934年、同社単独経営となることによって本格的な開発が進められた。

昭和に入ると恵庭、大盛、千歳の各金山が発見されている。恵庭金山は1930年（昭和5）に発見されたようであるが、その後1932年から試掘権による探鉱が開始され、1934年からは日本鉱業株式会社が共同権者となり経営に乗り出している。大盛金山は1930年頃に発見された。しばらく個人経営が続いたが、1934年から日本鉱業株式会社が委託経営し、1935年、同社によって買収された。千歳金山は1933年（昭和8）に発見され、翌1934年に中島鉱業（中島商事会社鉱業部）によって買収された。その価格は50万円程度であり、半分は惜しげもなく協力者に渡し自分は費用分を差し引いた4割しか受け取らなかったという発見者の無欲恬淡ぶりが当時の世間をにぎわせた。

こうして各鉱山の発見年について見てきたが、これらは前述の政府の鉱業政策・金政策に沿うものでもあった。そして実は明治以降最近までの北海道において金鉱山数の最大のピークを迎えたのが昭和10年代であった。すなわち明治以降、北海道の金鉱山は数個の規模で推移していたが、昭和に入ると急激に数を増やし、1941年（昭和16）には45にも達していたのである¹⁷⁾。

試掘段階で終わったような零細鉱山を含めれば、これよりもはるかに大きな数字になるであろう。これは、基本的には1931年（昭和6）9月の「満州事変」勃発以降、特に1937年（昭和12）の「日華事変」勃発などの戦火拡大による軍資金需要を反映したものであった。1931年12

月には、貨幣法以来、曲りなりにも継続してきた古典的な金本位制が停止（金輸出再禁止、銀行券の金兌換停止）されて金の国内外流出が防止され、翌1932年3月には金買上価格が5円から7円24銭5厘へと約50%も引き上げられた。この価格引き上げ政策はさらに継続されたが、「日華事変」が勃発すると産金法（1937年）、重要鉱物増産法（1938年）等のように、金属の増産を直接奨励する政策等へと転換していったことは前述の通りである。こうして政府による金確保がはかられたのである。すなわち、この時期の尋常ではない金鉱山急増現象は経済統制の一環であり、前述のように鉱業に現われた国家独占資本主義（政治的にはファシズム）的異常性を示すものに他ならなかったといえよう。

3) 財閥支配から国家独占資本主義支配へ

鉱山経営は、当初、小資本で細々とおこなわれていたが、投資規模拡大の必要と政府の金増産政策とが相俟って、ほとんどすべての鉱山が新旧財閥資本によって本格的に経営されるようになっていった。

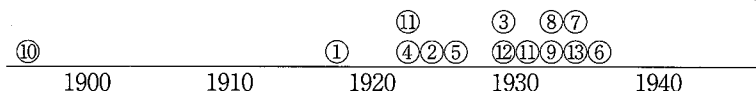
すなわち、個人や組合ではない大資本別で見ると、拙著で取り上げた各鉱山は次のような変遷をたどっている。

まず住友財閥（住友鉱業株式会社、住友合資会社）は鴻之舞、静狩の各金山を自らの傘下においている。すなわち鴻之舞金山は、1917年（大正6）2月に組合経営から住友鉱業株式会社による経営へと移っている。また静狩金山は1923年（大正12）12月、個人経営から株式会社川崎造船所（川崎財閥）による経営を経て、1933年（昭和8）8月、住友合資会社によって吸収合併された。

三菱財閥（三菱鉱業株式会社）は沼の上、手稲の各金山を手中に収めている。すなわち、沼の上金山は1928年（昭和3）10月、個人経営から三菱鉱業の経営へと移り、手稲金山は1932年（昭和7）個人経営から藤田鉱業株式会社によって委託経営された後、1935年に三菱鉱業によ

17) 北海道鉱業会『北海道鉱山累年生産実績』昭和41年 30～39頁。拙著終章、図14—2参照。

図1 北海道金鉱山経営の大資本移行年次



注) ①鴻之舞②珊瑚③徳星④北隆⑤沼の上⑥北の王⑦手稲⑧千歳
⑨恵庭⑩轟⑪静狩⑫大金⑬大盛

って買収された。

三井財閥（三井鉱山株式会社）は1926年（大正15）、珊瑚金山を個人から買収している。

新興財閥を代表する日産（日本鉱業株式会社，以下日鉱）は北海道の金属鉱山開発にも積極的であり，北隆，徳星，大金，恵庭，大盛の各金山を経営している。すなわち北隆金山は1923年（大正12）頃，個人経営から久原鉱業株式会社との共同経営に移り，1927年（昭和2），久原（1929年4月，日鉱に商号変更）の単独経営となっている。徳星金山は，1932年に個人経営から日鉱との共同経営となり，1934年からは日鉱の単独経営となった。大金金山は1932年9月，個人経営から日鉱による単独経営へと移った。恵庭金山は1934年に個人経営から日鉱との共同経営へと移った。大盛金山は1934年9月に個人から日鉱による委託経営となり，1935年10月，日鉱の単独経営となっている。

「満身是れ軍需品産業資本の化身」（鈴木茂三郎）といわれた中島グループ（中島飛行機製作所，中島商事，富士合名等）は，1934年（昭和9）千歳金山を買収している。

川崎財閥（帝国産金興業）は北の王金山を経営している。すなわち北の王金山は1923年12月，地元の小資本「北ノ王金山株式会社」から久原鉱業の経営へと移ったが，1924年2月に再び「北ノ王金山株式会社」に鉱業権が返還移譲され，同年7月，「北ノ王鉱山組合」や個人による経営に移るという曲折を経ながら結局，1937年春，帝国産金興業株式会社によって買収されたのである。

最後に轟金山は1898年（明治31）に個人経営から北海道鉱山株式会社による経営へと移っている。北海道鉱山株式会社は，二代目田中平八

（初代は幕末明治の実業家「天下の糸平」）が社長を務め，後に田中鉱業株式会社となる。

これらを示したのが図1である。大資本への経営の移行が1930年代に集中していることが一目瞭然である。北海道の石炭鉱業に対する「独占資本による支配は，一九二五年頃には達成された」あるいは「独占資本による北海道産業の支配は一九二〇年代を通じてほぼ二五年頃までに達成された」といわれているが¹⁸⁾，北海道の金鉱業に対する独占資本による支配はそれよりもやや遅れて1930年代であったといえよう。

こうして，いわば北海道の金鉱山は新旧財閥独占資本によって分割され支配されていたのである。そしてこの支配は資本に莫大な利潤をもたらしたのである。例えば珊瑚金山の場合，1934年から1940年までの主要な投資額約84万円と買収額を合計した額をはるかに上回る305万3,000円以上の利潤を買収後のわずか5年間（1934～1938）で上げていたし，また鴻之舞の場合，1943年の休山式の時に河井監事がいみじくも述べていたように，総投資額6,000万円に対し，約1億2,000万円の鉱石を産出していたのである。

しかし，また同時にこのような支配は政府による強力な金政策，鉱業政策によって推し進められているのであって，その意味で単なる独占支配ではなく，国家と独占資本が一体となった国家独占資本主義による支配といわねばならないであろう。資本は利潤を，国家は金を獲得し，こうして両者の利害は完全に一致していたのである。

18) 田中，前掲書80～81頁。

次章ではこの時期に焦点を当てて述べることにするが、拙著の主要な関心もまたそこにある。

3. 金政策と戦争

昭和初期とりわけ1930年代に入ると、財閥(独占)資本は公権力・法制度を背景に、すなわち国家の金政策の流れに乗ってそれを巧みに利用しつつ金鉱業を支配して膨大な利潤を挙げ、他方、国家はそこから可能な限り多くの世界貨幣・戦争準備金としての金(ゴールド)を獲得しようとしたのである。これは、金鉱業にあらわれた国家独占資本主義であると同時に、いったん権力にとって無用ともなれば、鉱山全体が容赦なく弊履の如く打ち棄てられる姿が、そこに垣間みられたのである。それはまた、国家権力と独占資本との狭間で単に鉱山関係労働者とその家族達にとどまらず、中小商工業資本とその従事者、農漁民、学生生徒、植民地人民、一般民衆等すべての被支配勢力が木の葉の如く翻弄される過程でもあった。

ここではこの時期における北海道金鉱業に焦点を当ててみていくことにしたい。

1) 金政策の流れと増産運動

金政策に関わる流れを簡単に振り返っておくと、次のようである。すなわち、1897年(明治30)貨幣法によって金本位制が確立した後、第一次世界大戦中、アメリカの金本位制停止の影響を受けて一時、日本も停止(金輸出禁止)していたが、1930年(昭和5)1月、金輸出禁止を解禁(いわゆる金解禁)して金本位制に復帰した。しかし、翌1931年9月18日「満州事変」勃発、および同月20日イギリスの金本位制停止に遭遇して、同年12月13日金輸出再禁止(いわゆる金再禁)、同月17日日本銀行券の金兌換停止等の措置が相継いで取られ、再び金本位制が停止されて「管理通貨制」となり、このいわゆる不換制はそのまま現代に至っている。莫大な

海外支払いの必要に迫られた政府は、為替相場下落や金密輸出の防止の意味も兼ねて1932年3月「金地金買上並輸出手続」を制定し、金の買上価格を貨幣法に規定された金1匁5円から7円24銭5厘へと大幅に(約50%)引き上げた。その後もたびたび改定して価格は引き上げられ、1934年4月の「日本銀行金買入法」では11円6銭3厘(対貨幣法比約121%上昇)、1937年(昭和12)8月「金準備評価法」では14円14銭、さらに翌年5月からは14円44銭(同約189%上昇)となっていた¹⁹⁾。

この金価格高騰は、当時巷では「政府のハリキリ買上げで金齒に羽が生える」などと形容された²⁰⁾。

しかし金買上価格の引き上げは、貨幣論的には価格の度量標準の切り下げを意味し、物価の新たな名目的上昇を惹起するか、あるいは引き上げられた水準の固定化をもたらすので、その影響を顧慮して1939年(昭和14)11月「増産金買上規則」(大蔵省令)が制定された。これは1938年の産金量を基準に、これを超過した産金量に対して割増金を交付するもので、金価格引き上げの物価への影響を回避しつつ金の増産を狙ったものであった。

また上述のような価格引き上げを手段とする政策は、いわば間接的なものであり、より十全を期して次のような一連の直接的な金増産奨励政策がとられることになった。「産金法」「重要鉱物増産法」「日本産金振興株式会社法」等がそれである。これらは1937年7月7日に勃発した日中戦争(「日華事変」)を完遂せしめるために制定された金増産関連法であり、対外決済手段としての金の生産面に対する直接的な国家統制を眼目としている点で従来の金政策とは一線を画するものであった。

すなわち1937年8月に制定された「産金法」

19) 金融研究会「我国金融事情」日銀調査局『日本金融史資料』第28巻、119頁。

20) 『旭川新聞』昭和12年5月26日付。

では、新産金の政府集中が規定されるとともに、政府は金鉱業者や金製錬業者に対し、その事業計画の変更や設備の新設拡張等を命ずることが出来るとされた。また産金業に対する探鉱奨励金や金製錬業に対する設置奨励金など各種奨励金の交付、必要資材の輸入税免除などの特別優遇措置をとることがこうじられた。この法律に基づいて「産金5カ年計画」が策定されたが、それは当時の内外地全国産金量を1937年の47トンから1942年にはその約2.8倍の131トン（内地56トン、朝鮮75トン）にしようという無謀なものであった。すなわち実際の計画達成率は内地で54.7%、朝鮮で31.7%、全体で41.6%でしかなかったのである。5カ年計画は勿論、北海道の各金鉱山にも強制されたが、数字として残っているのは鴻之舞だけである。それによれば、鴻之舞の最高実績をあげた1940年（昭和15）でさえ、計画達成率は70.9%であり、1942年に至っては40.1%に過ぎなかった²¹⁾。

1938年（昭和13）3月には「重要鉱物増産法」「日本産金振興株式会社法」が制定された。前者では軍事的に重要な鉱物（金鉱石や砂金等を含む）について、休眠鉱区や新鉱床の開発、設備増強、鉱区整理統合の命令等が、また後者では産金業への金融ばかりでなく自らの鉱山経営等が規定された。さらに1939年4月には、金鉱と砂金を除く重要鉱物資源の開発と増産のために「帝国鉱業開発株式会社法」が制定されて同年8月帝国鉱業開発株式会社が設立されたが、同社は日本産金振興株式会社同様、軍需会社であり、同社初代社長管禮之助によれば、いわば「戦争準備の国家的一機関²²⁾」に他ならなかった。

金に関わって、いわゆるファシズムの異常性を典型的に示すものとしては、1938年5月から始まった「愛国金献運動」がある。これは大阪

毎日・東京日日両新聞社による提唱から始まったものであるが、もちろん唐突に提唱されたものではなく、前年中の「産金法」「金準備評価法」「金資金特別会計法」等一連の法律制定やそれらに基づいて「産金買上規則」「金使用規則」等の大蔵省令が制定されていくという産金奨励政策すなわち政府による金獲得政策の流れの中で出てきたものであった。その意味では、政府の意志がマスコミを通じて表出してきたのであり、また同時に政府あるいは時代に迎合して批判精神を喪失した報道機関の哀れむべき姿がここに見出されるともいえる。

この「愛国金献運動」は、翌1939年5月から全国に広まっていった。その初日にあたって例えば北海道の地元の新聞は、この運動を「戦時経済の心臓ともいふべき民間金の集中運動」と位置付け、「興亜の血となり肉となる金を祖国に捧げよう」「その聖なる運動開始日全道の歴史的スタートの日五月十日を道民よ銘記せよ」とまで記している²³⁾。

こうしていれば「街の鉱山」が全国的に掘り返され、国民所有の金製品は、金貨はもとより指輪、時計、眼鏡、煙管、カフス釦、簪、櫛、入歯等に至るまでが自主的な装いをこらして、その実は強制的に、政府に「集中」させられたのである。このようにして政府（金資金特別会計）に集中した金（「潰金」）は、新産金約214トンに対し約101トンにも及んでいた²⁴⁾。

戦局の進展に伴って軍需用金属への需要はますます増大し、政府は1941年（昭和16）と1942年の2回に渡って、全国的規模で各鉱山に次のような名誉獲得をも競わせながら金属増産運動を展開している。前者は「金属増産強調期間」と称され、1941年5月から3ヶ月間、前後二期に分けて実施された。成績優秀な技術者、労務者に対しては全国5つの各鉱山監督局（札

21) 拙著19頁。

22) 『帝国鉱業開発株式会社社史』昭和45年、5頁。

23) 『旭川新聞』昭和14年5月10日付。

24) 拙著437頁。

幌, 仙台, 東京, 大阪, 福岡) が表彰し, 両期間を通して表彰された者に対しては厚生大臣賞(優良技術者 5 名, 優良労務者 8 名) が授与された。また成績優秀な鉱山に対しては, 全国鉱山監督局長賞(各鉱山監督局管内から各 2, 全国で計 10 鉱山), 商工大臣賞(同各 1, 5 鉱山) が授与された。北海道関係はすべて金鉱山であり, 優良技術者が鴻之舞から一人, 優良労務者が手稲から一人出て厚生大臣賞を受け, また北隆と隆尾が全国鉱山監督局長賞を, 手稲が商工大臣賞を受賞している。

後者は「戦時金属非常増産強調期間」と称され, 1942 年 7, 8 月の 2 ヶ月間に渡って実施された。これは「大東亜戦争目的完遂の切実なる要求」(東條英樹)²⁵⁾に基づくものであった。しかし, この両増産運動の間には 1941 年 12 月の対米英戦争勃発を挟んでおり, 最大の取引相手国との貿易途絶がもたらす影響から, 自ずと増産の対象となる金属が異なってくるのは当然のことであった。それは金からそれ以外の鉱物へと大きくシフトしていったのである。すなわち, 対米英開戦間もない 1942 年 1 月, 日銀法を改正し管理通貨制に移行していく衆議院における議論の中で, 当時の賀屋興宣大蔵大臣および岸信介商工大臣は, 「共栄圏」内の交易については金決済がおこなわれなくても, 世界のブロック経済相互間においては依然として金決済がおこなわれるので, 政府の産金政策は不変であると述べている。岸商相の場合, 「政府としては朝鮮内地を通して年二億円の産金計画は依然これを維持しその保護助長を図る積りである」とまで述べていたのである²⁶⁾。

しかし, そこまで述べていた産金政策「不変」方針にもかかわらず, それは早くもこの年の増

産運動直後に大きく転回し, 翌 1943 年 4 月から金鉱業整備が実施されていくことになった。

とはいえこの期間中, 優秀な成績をおさめた鉱山や労働者に対しては, 前年同様, 表彰があった。すなわち全国 12 の優良鉱山に対しては商工大臣賞が, また 8 名の優良職員, 13 名の優良労務者に対しては厚生大臣賞が授与され, 東條首相をはじめとした政府首脳臨席の下, 11 月 5 日, 東京永田町首相官邸で表彰式が敢行されている。金山で表彰されたのは, 全国で唯一, 北海道の静狩金山だけであったが, 前年の運動において商工大臣賞を受賞した 5 鉱山のうち 2 つが金鉱山であったことを勘案すれば, ここにすでに政府の金鉱業政策の転換が見えていたともいえよう。

このような金政策に翻弄される姿の一端を, 北海道の産金の分野で典型的に見ることが出来る。

たとえば静狩金山の場合, 1942 年の「戦時金属非常増産強調期間」中の朝の出勤風景は次のようなものであった。午前 4 時半, 高大な放送塔のスピーカーから起床ラッパの音が鳴らされる。同 5 時, 同じく放送塔から朗らかな朝の曲, 同 5 時半, 同じく勇壮な曲が流される。するとあちこちの住宅から老若男女が集まってきて道の両側に並ぶ。小学児童達も動員され, 手には小さな日の丸の旗を持っている。同 5 時 40 分, 放送塔から札幌鉱山監督局総務部長の激励の言葉が流れた後, 坂の中腹の演奏台では「静狩鉱山プラスバンド」が勇壮な行進曲を吹き鳴らす。するとあちこちの長屋から弁当片手の鉱員達が出てきて, 行進曲にあわせるように足並みを浮き立たせて行進する。次第に数を増した行進が先程の人々の所を通る時, 盛んに激励の言葉を受け, 所長以下の鉱山幹部等が直立不動で

25) 同上 73 頁。

26) 昭和 17 年 1 月 27 日, 衆議院日銀法委員会における賀屋蔵相の発言および同日, 衆議院厚生金庫法案委員会における岸商相の言明。『小樽新聞』昭和 17 年 1 月 28 日付。なお同年 1 月 21 日の本会議で賀屋蔵相は

同様の趣旨を述べている。『官報号外昭和 17 年 1 月 22 日第 79 回帝国議会衆議院議事速記録第 3 号』東大出版会『帝国議会衆議院議事速記録 77』1985 年, 20 頁。

挙手をしている中を続々と出勤してくるのである。単なる鉱山労働者が鉱山戦士、鶴嘴戦士、産業戦士などと呼ばれ、軍隊式に統率管理されたばかりでなく、鉱山全体が国家によって統制管理された姿をここに見ることが出来る。

またこのような金増産政策は、政府による国民精神総動員体制の下で精神主義（日本主義）によっても支えられていた。北海道の場合、1942年の増産期間終了直後に札幌鉱山監督局部長、全道の鉱山所長、北大鉱山学教授等総勢約50名が豊平川で「みそぎ」をおこなっている。また千歳金山の場合は、同じ頃、鉱山幹部等120名が美笛川で「みそぎ」をおこない、その後「戦闘教練」等もおこなっている。こうして国家は、対米英開戦日の8日を「時局」に臨む新たな決意の日として定めた大詔奉戴日とともに、「みそぎ」等によって士気高揚をはかり、「聖戦」という名の無謀な戦争の完遂のために精神主義をも動員して金増産の実をあげようとしたのである。

この増産運動は、時の東條内閣が一丸となって推し進めたものであるが、実は昭和天皇がこの運動推進に深く関与していたことも見逃してはならないであろう。すなわち、天皇は「地方民情の御視察並びに産業従事者激励」のために、1942年5月から7月に渡って全国の鉱山等に8侍従を派遣していたのである²⁷⁾。北海道方面へは戸田侍従が派遣され、同年7月13日頃、手稲金山を訪れている²⁸⁾。当時の国策軍需会社「帝国鉱業開発株式会社」傘下の鉱山では、同年7月2日、大和水銀鉱山（奈良県）に久松侍従が視察に訪れ、社長、理事、鉱山長以下が鉱業所要員とともに説明に当たったというから、おそらく手稲の場合も似たような対応がとられたものと思われる。

これらの金増産運動と時を同じくして、砂金採掘に大学生を勤労働員するということもおこ

なわれた。これはおそらく全国的にみても北海道大学だけだったと思われるが、当時の農学部天塩第2演習林長、猪口正巳氏によれば、「太平洋戦争に突入した昭和16年の新年度から、当時の時局の要請に応じて北海道大学では、天塩第二と雨龍演習林内に所有する砂金、砂白金鉱区で試掘事業を、特別会計の予算配布を受けて開始」したもので、正式には「重要鉱物試掘事業」と名付けられていた²⁹⁾。

因みに、当時の演習林事務長高橋幸男氏によれば、この試掘事業費は、昭和16年度の演習林経費（朝鮮、樺太、台湾の外地三演習林を含む）が50万円であるのに対し、25万円という多額であった³⁰⁾。

すなわち、この頃になるとはや採算を度外視して金や白金が求められたのである。

なお白金はわが国ではほとんど産出せず、極めて稀少であり、かつ飛行機製作の必需物資であるところから、特に軍によって需要されていた³¹⁾。

作業は非常に原始的で、すべて人力作業であった。まず1メートルから深いところで5メートルの表土を除去し、その下の土砂を長さ10メートル位の樋に投入し、流水によって軽い土砂は流し、重い砂金類は樋の底に敷いたネコと呼ばれる木棧に沈澱させ（樋流し法）、最後にそれを回収し揺り板を使って砂金、砂白金等採取するのである。これらの労働過程の中で、最

29) 猪口正巳「砂金掘りの思い出」北海道大学農学部附属演習林『北大演習林80年』昭和56年、93頁。

30) 高橋幸男「半世紀前の想出」同上書62頁。

31) すなわち、白金については「戦争と同時に、軍用に関する用途の需要が激増するに至った。即ち航空機用接点、無線電信用接点、電気雷管用、各種武器製造用高温計その他の鍍金をはじめ増埒、白金網製造、ボンベ内張、測熱器、電極、電気炉抵抗、X光線、塩酸加里製造、水素発生用電極など、実に多方面に用ひられ、また接触剤として硫酸製造、アンモニアからの硝酸瓦斯の生成、有機物の変化などにも利用される」のである。熊谷忠三郎『闘ふ鉱物』朝日新聞社、昭和19年、214頁。

27) 『帝国鉱業開発株式会社社史』153頁。

28) 『小樽新聞』昭和17年7月14日付。

も労力を要するのは最初の表土除去作業であり、その点に関して前出猪口氏は「当時はブルドーザー等の機械が普及していなかったため、人力によって刎ねつけるか又はモッコ担ぎによって取除いたもので、将に人海戦術であった。当時は戦時体制下で、農村の人手不足も深刻で地元からの求人は頗る困難であり、多方面に手配して労務者を集めることに腐心し、朝鮮人労務者も相当に導入していた」と述べている³²⁾。

ここにいう朝鮮人労務者は、初めは道路工事で働き、次いで表土除去作業に従事した。彼等は「青木組」と他の「もう一組」に属していたと言われているが³³⁾、たとえば1942年6月末現在で北海道の土建部門（飛島組、中村組、鹿島組、逢沢組、地崎組、川口組など15社）に朝鮮半島から「移入」された朝鮮人は、雇い入れ総数6,729人、現在数3,059人となっており³⁴⁾、演習林で「重要鉱物試掘事業」に従事した朝鮮人たちもおそらく土木建設関係部門に強制連行されてきた人々と考えられる。なお、強制連行については後にまとめてまた触れたい。

こうして最盛期の7月、8月を迎え、学生たちがこの事業に動員されることになった。これは前出猪口氏によれば、「北大当局の発案」によるものであった³⁵⁾。

農学部天塩第2演習林（問寒別）には、62名の学生が1941年（昭和16）7月から2ヶ月間に渡って砂金や砂白金採掘のために動員された。自分達の宿舍建設から始まって樋流し法による砂金採取に至るまで相当大がかりな事業であった。勿論、少しでも多くの採取量をあげることが目的の一つではあったが、午前5時起床から種々の採取関連労働をはさみながら午後9時消

灯までの日課の中で、「午前6時国旗掲揚、宮城遙拝」という行事が実は最も重要視され、それは「国家観念を一層鞏固なものにして時局に相応しい青年を作りあげ」という目的のためにおこなわれたのである³⁶⁾。

この年度の採取実績は砂金89.1グラム、砂白金309.45グラムであり、それは「予定の20分の1にも満たない」不成績であったようであるが³⁷⁾、「時局に相応しい青年を作り上げる」という目的からは、あまり問題にはならなかったであろう。

この事業はその後も引き続いておこなわれ、終戦後も昭和23年まで続行された³⁸⁾。

この間、天塩第2演習林では砂金664.2グラム、砂白金2,569.3グラムが採取されたが、ピークは1943年度の砂金165.8グラム、砂白金638.0グラムであった。また雨竜地方演習林においても「重要鉱物試掘事業」が1942年（昭和17）から1945年まで行われたが、この間、砂金414.0キログラム、砂白金697.0グラムが採取されている。こうして北大の両演習林総計で砂金1,078.1グラム（内、1945年度までに997.4グラム）、砂白金3,266.3キログラム（同2,958.8グラム）が産出されたのである³⁹⁾。

32) 前掲『北大演習林80年』94頁。

33) 小沢幸夫「天塩演習林の砂金掘り」同上書96頁。氏は当時の演習林職員。

34) 中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」小沢勇作編『近代民衆の記録10』昭和53年、394～403頁。

35) 前掲『北大演習林80年』94頁。

36) 拙著437～438頁。なお『北海道大学演習林六十年の歩み』1963年（以下『北大演習林60年』）70頁によれば、学生の勤労期間は7月10日から9月10日までの2ヶ月間であった。

37) 前掲『北大演習林60年』70頁、同『北大演習林80年』62頁。

38) 前掲『北大演習林60年』70頁。なお『北大演習林80年』145頁の年表では八線沢での砂金採掘事業開始が昭和18年になっているが、これは昭和16年の誤りであろう。また出口龍一氏（1948年農林専門部林科卒）は、学生時の昭和20年6月から2ヶ月半、約30名が天塩第2演習林に、約10名が雨竜演習林にと振り分けられ、自身は天塩第2演習林で砂白金掘りに明け暮れた思い出を書き残している。札幌林学同窓会「シルバ」第61号、1994年11月、18～26頁。

39) 前掲『北大演習林60年』70頁。原表の単位は匁。天塩第2演習林ではほかに副産物として昭和18年にはクロームが850匁とれたようである。前掲『北大演

表1 日本と植民地の産金

	内地(A) (kg)	朝鮮(B) (kg)	台湾(C) (kg)	合計(D) (kg)	植民地産 金割合 (%) (B+C)/D	対前年増加率(%)		
						内 地	朝 鮮	台 湾
1926(S1)	9,099	7,159	308	16,566	45.1			
1927	9,607	5,642	457	15,706	38.8	5.6	-21.2	48.4
1928	10,390	5,175	280	15,845	34.4	8.2	-8.3	-38.7
1929	10,422	5,552	462	16,436	36.6	0.3	7.3	65.0
1930	12,067	6,186	487	18,740	35.6	15.8	11.4	5.4
1931	12,275	9,031	553	21,859	43.8	1.7	46.0	13.6
1932	12,497	9,700	817	23,014	45.7	1.8	7.4	47.7
1933	13,728	11,508	652	25,888	47.0	9.9	18.6	-20.2
1934	15,146	12,427	1,002	28,575	47.0	10.3	8.0	53.7
1935	18,321	14,710	1,157	34,188	46.4	21.0	18.4	15.5
1936	22,234	17,489	1,294	41,017	45.8	21.4	18.9	11.8
1937	23,010	22,848	1,306	47,164	51.2	3.5	30.6	0.9
1938	24,067	27,737	1,688	53,492	55.0	4.6	21.4	29.2
1939	25,926	29,192	1,265	56,383	54.0	7.7	5.2	-25.1
1940	25,583	25,288	803	51,674	50.5	-1.3	-13.4	-36.5
1941	25,328	25,584	897	51,809	51.1	-1.0	1.2	11.7
1942	22,915	23,755	740	47,410	51.7	-9.5	-7.1	-17.5
1943	11,465	16,642	1,612	29,719	61.4	-50.0	-29.9	117.8
1944	5,553	7,769	718	14,040	60.4	-51.6	-53.3	-55.5
1945	1,864			1864		-66.4		

出所) 齊藤平吉「本邦金鉱業一世紀の展望」『日本鉱業協会誌』第6巻第4号, 16頁より作成

ところで、昭和17年8月にはそれぞれ在学年限が大学は3ヶ月、高校中学は6ヶ月短縮されることが政府によって決定されている。すなわち時の権力は、学生に対して一方で在学年限を短縮し、他方で勤労動員をかけながら、しかも精神主義の徹底によって権力の言うがままになる柔順な人間に仕立て上げつつ、兵力と労働力の不足を補充したのである。

こうして特にこの時期、各鉱山に働く人々や砂金等採掘に動員された学生たちを含む金鉱業に関わるすべての人々が本質的に非人間的な非民主主義的取り扱いを受けながら、また実は自然あるいは労働対象としての鉱山自体をも含め

て、権力によって翻弄される姿がはっきりと浮かび上がってくるのである。

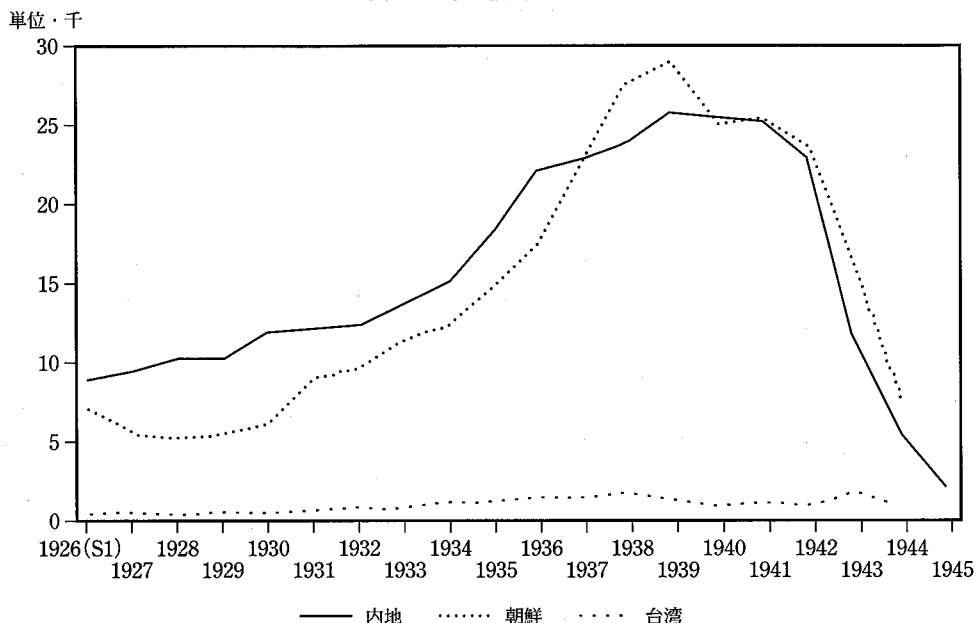
2) 産金量と買入・現送量推移

金政策が矢継ぎ早に出てくる昭和戦前期すなわち1930年代を中心に据えて、わが国の産金量を見れば次のように推移している。すなわち昭和初年(1926年)、約9トンから始まった産金量は、1930年(昭和5)に約12トンへと急伸し、その後1932年から再び急伸して1936年には約22トンとなり、その後毎年約1トンずつ増加しつつ、1940年前後の約25トン台のピーク期に達している。1943年(昭和18)以降の激減は、勿論、金鉱業整備によるものである。(表1, 図2)

この表によって、触れておかねばならない重要な点は植民地産金のことである。台湾、朝鮮を植民地とした日本帝国主義は、支配して間もない内から日本の鉱業独占資本をして植民地の

習林80年』97頁。なお『本邦鉱業の趨勢』昭和16—20年には雨竜、天塩第2各演習林における砂白金採取高が整数三桁グラム換算で載っているが、あまり正確ではない。

図2 日本と植民地の産金



出所) 表1と同じ。

表2 北海道産金推移

	金 (kg)	砂金 (kg)	合計 (kg)	対前年 増加率 (%)
1926(S1)	979.5	2.8	982.3	
1927	911.8	4.0	915.8	-6.8
1928	1028.5	6.8	1035.3	13.0
1929	1124.2	3.3	1127.5	8.9
1930	1225.6	4.3	1229.9	9.1
1931	1765.1	9.2	1774.3	44.3
1932	2444.9	26.0	2470.9	39.9
1933		24.1		
1934	3263.7	50.9	3314.6	
1935	3384.9	24.9	3409.8	2.9
1936	6801.1	30.9	6832.0	100.4
1937	5321.0	29.8	5350.8	-21.7
1938	6305.3	22.7	6328.0	18.3
1939	6770.8	16.3	6787.1	7.3
1940	7776.0	11.7	7787.7	14.7
1941	7656.0	13.0	7669.0	-1.5
1942	7285.9	10.2	7296.1	-4.9
1943	2946.4	7.1	2953.5	-59.5
1944	805.3		805.3	-72.7
1945	473.9		473.9	-41.2

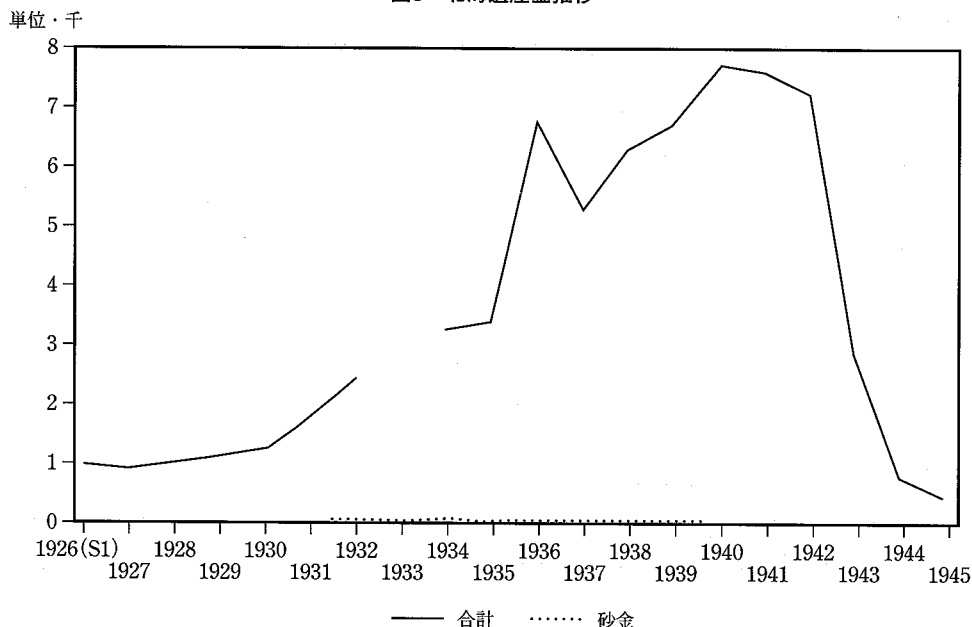
金鉱山(砂金山を含む)を続々と買収開発させ、生産をあげていたのである。このうち朝鮮の大楡洞、雲山、台湾の金瓜石の各金山は鴻之舞を凌駕するほどの大金山であった。植民地産金の日本全体に占める割合は、昭和初期の約30%台から1931年～1936年の40%台を経て、1937年以降は50%以上となっている。すなわち、1937年(昭和12)以降は日本本土よりも多くの金を産出しているものであり、いかに重要な地位にあったかが窺い知れるのである。特に朝鮮の場合は、一方で日本本土よりも多くの金を産出させられながら、他方で日本本土の金鉱山へは労働力を強制的に供出させられていたのである。

さて産金量のこのような推移は北海道の場合も例外ではなかった。昭和初期およそ1トン台から1932年の2トン台、1934年の3トン台をはさんで1936年には一気に7トン近くまで増え、1940、1941年のおよそ8トン近くのピークを迎えるのである。(表2、図3)

道内の金鉱山においても基本的な推移は同様

出所) 金は北海道鉱業会『北海道鉱山累年生産実績』昭和41年、24—27頁より。砂金の1938年以降は同上、1937年以前は『本邦鉱業の趨勢』各年度より。空白は原表のまま。

図3 北海道産金推移



出所) 表2と同じ。

であって、たとえば鴻之舞の場合、出鉱量の対前年増加率で見れば、その点はより明瞭に示される。というのは、出鉱量は増産の規模を直接あらわすのに対して、金含有量はその結果をあらわすに過ぎないからである。表3、図4によれば、鴻之舞の出鉱量は1932年以降急伸し、その後、1936年、1937年さらに1940年以降に伸びているが、これらの伸びが基本的には金政策の変遷に沿っていることは明白であろう。

ところでこの間の日本の金外貨準備はどう変遷したかを簡単に振り返っておこう。表4は昭和初年から太平洋戦争開戦年の1941年（昭和16）までの金外貨準備高の推移を示したものである。わが国の金外貨準備（純金換算）が最高を記録するのは、第一次大戦の好景気に沸いた1920年（大正9）の約1,634トンであるが⁴⁰⁾、

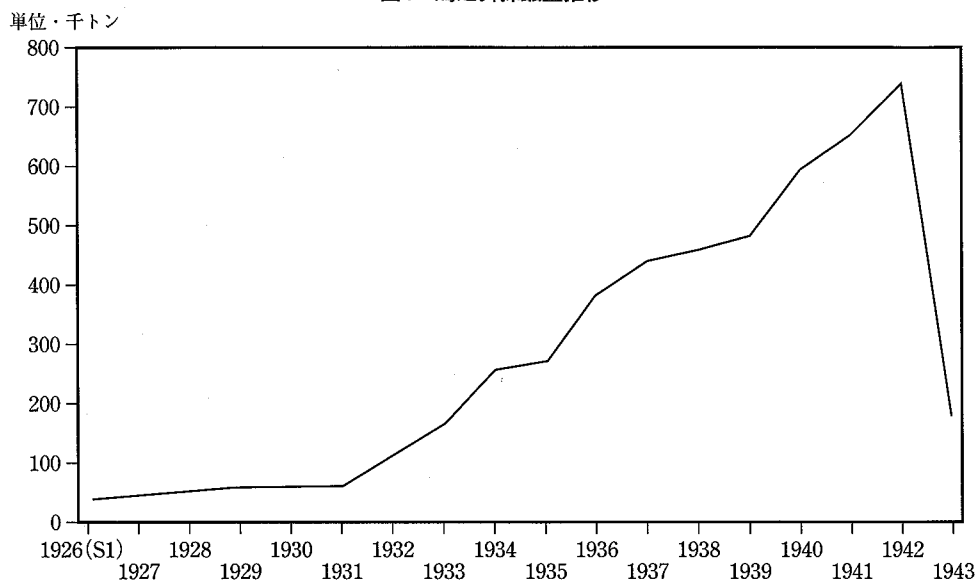
その後、国際収支の赤字を関東大震災、昭和金融恐慌などが加速させて金外貨準備の減少傾向をもたらした。それでも1929年（昭和4）にはまだ約1,007トンの準備を保有していた。周知のように、激減の極めつけとなったのは、金解禁（1930～1931年）であったが、金輸出を再禁止（1931年12月）した後も「満州事変」などの費用増大や1937年からの「日華事変」遂行費用などの戦費増大によって、金外貨準備はますます減少の一途をたどったのである。太平洋戦争開戦年の1941年には昭和初年のほぼ10分の1の約107トンにまで落ち込んでいたのである。因みに1939年の数字であるが、アメリカの金保有高は日本の百倍以上の約1万5,700トンにも達しており、しかも増大傾向の中にあったのである⁴¹⁾。

国力すなわち戦力のバロメーターを金外貨準備

40) 鯖田，前掲書vi，177頁。

41) 地質調査所『日本鉱産誌』1955年，82頁より算出。

図4 鴻之舞採鉱量推移



出所) 表3と同じ。

表3 鴻之舞金山の対前年増加率

	出鉱量	金含有量 (%)
1927	16.0	-10.6
1928	23.9	9.2
1929	13.9	3.4
1930	-0.6	13.5
1931	5.3	3.4
1932	83.1	50.0
1933	52.6	13.3
1934	52.6	-1.8
1935	6.5	-0.1
1936	41.4	41.4
1937	15.6	0.5
1938	4.3	12.2
1939	5.4	3.5
1940	22.9	5.3
1941	11.0	-5.2
1942	12.7	-3.8
1943	-75.7	-75.0

出所) 住友金属鉱山資料「鴻之舞金山業績推移表」より算出。

備に見るとすれば、彼我の差があまりにも大きくて日本の非力さは一目瞭然である。

国家による金需要は、現実に金現送としてあらわれている。ここに主要な現送をまとめておきたい。

まずはじめに、金解禁関係での現送は1930年(昭和5)9月から1932年1月まで続き、横浜正金銀行をはじめとした本邦銀行および外国銀行による金現送総額は約561トンに達した。金再禁以降は為替相場暴落に直面して、ますます海外支払いには為替よりも金の方が有利となり、1932年3月4日大蔵省は「産金時価買上要綱」を、また3月26日日本銀行は「金地金買上並輸出手続」を制定し、海外支払いのための金買い上げをおこなった。買い上げ価格は前述のように1匁5円から一気に7円24銭5厘となり、同年中に9円37銭、翌1933年11月には9円94銭へと引き上げられていった⁴²⁾。

42) 買い上げ価格は次の算式によって決定された。

表4 日本の金外貨準備高推移(純金換算 t)

	合 計	国 内	海 外
1926(S1)	1,018.097	845.334	172.763
1927	955.117	815.537	139.58
1928	899.507	813.77	85.737
1929	1,007.416	816.161	191.255
1930	719.759	619.514	100.245
1931	417.966	352.163	65.803
1932	415.828	332.051	83.777
1933	371.187	342.964	28.223
1934	371.126	349.754	21.372
1935	398.587	378.05	20.537
1936	432.588	411.257	21.331
1937	236.018	228.614	7.404
1938	150.930	144.969	5.961
1939	151.908	144.898	7.010
1940	142.507	136.367	6.140
1941	106.843	105.219	1.624

出所) 1, 1936年までは鯖田豊之『金が語る20世紀』より。

2, 1937年以下は大蔵省財政金融研究所財政史室『大蔵省史』第2巻および地質調査所『日本鉱産誌』より算出。

政府が1932年中に買い入れた金は7,776.2万円に達し、そのうち7,361.8万円が現送された。その後、1933年9月までに約200万円が現送されたが、以後1937年に再開されるまで現送はおこなわれなかった⁴³⁾。

これを純金量でみれば、1932年4月から翌年3月までの間に8回に渡って39,740キログラムがアメリカに現送され、1933年9月には2回に

渡って3,940キログラムがイギリスに現送された⁴⁴⁾。

1934年4月「日本銀行金買入法」が成立施行されると、金価格は11円6銭となり、その後毎年約1円ずつ引き上げられ、1937年5月には14円14銭となった。買入金の現送はおこなわれず、金外貨準備の充実がはかられたのである。しかし前述したように、金価格の引き上げは事実上あるいは事前的な価格標準の切り下げを意味するのであり、そこに破滅的なインフレーションを内包するものとして把握されねばならないのである。この政策施行は「日華事変」勃発寸前のことであってみれば、まさに戦争の進展とワンセットとなったものとして国民生活破壊的なインフレーションも規定づけられているのであって、このような金政策の遂行は、「人間歴史の上における最も暗黒なる経験を再びすることを強いる悪魔の呼吸⁴⁵⁾」に他ならなかったのである。

「日本銀行金買入法」による金買入状況は、1934年から1937年までの4年間で約122.2トンであった⁴⁶⁾。

1937年3月、広義の軍需物資購入のために対米金現送が再開され、1941年2月まで継続された。再開後の金現送総量は608.73トン(1937年8月の対英3561キログラムを含む)にも達した⁴⁷⁾。

このほか1941年から1945年までの間に、中国に対して56,084キログラムの金が、またタイに対して5,983キログラムの金が現送されている。タイと仏印に関しては、いわゆる「大東亜金融圏」内の帝国主義的決済制度であり日本に

金買上価格(1匁当たり) =

100ドル

$\text{ExR.S.T.T.on NY} + (49.875\text{ドル} - \text{ExR.S.T.T.on NY}) \times 20\%$

$\div 40.13\text{匁} \times 100$

ExR.S.T.T.on NY: Exchange Rate Selling Telegraphic Transmission on New York

49.875ドル: 日米為替平価

40.13匁: 100ドル中の純金量

しかし、1933年アメリカは金買上価格を35ドルと引き上げたので、同年11月24日以降、政府は算定基準をドルからポンドに変更した。『昭和産業史』第1巻、昭和25年、88～89頁。

43) 『大蔵省史』第2巻、75頁。

44) 鯖田、前掲書226頁。

45) 大内兵衛「金一匁十四円十四銭也」『経済学論集』(新)1937年7月、『大内兵衛著作集』第四巻、岩波書店、1975年、171頁。

46) 鯖田、前掲書233頁。

47) 高石末吉『覚書終戦財政始末』第4巻、大蔵財務協会、昭和45年、341～346頁。鯖田、前掲書、33頁。

とって極めて簡便な軍費調達手段であることを本質とする特別円為替制度などを利用することによって、タイに対して44,838キログラムの金、また仏印に対して33,057キログラムの金が現送の代わりにイヤマークされていた。この間、今もなお潜水艦とともに海底深く眠っているかも知れないドイツ向けやチリなど南米向けの現送分も加えれば、約678トンが現送されたのである⁴⁸⁾。

1937年の「産金法」「金準備評価法」等、1938年の「重要鉱物増産法」「日本産金振興株式会社法」等や「愛国金献運動」「金増産運動」等々の各種金政策を推し進める政府によって強制的に産出供出させられた金は、まさにこの670トンを超える金現送へと収斂し、その価値は何らかの軍需物資へと変身させられたのである。このうち約609トン（約9割）が対米英開戦前のアメリカ向け金現送であり、「この期間は、いってみれば対米戦の準備期間で、米国から石油や屑鉄を買ひ入れては、それを兵器に製造しなほしたり、貯蔵したりしてゐた」のである⁴⁹⁾。

この点に関して鯖田豊之氏は、「確かなのは、対米金現送がなければ、太平洋戦争に至るまでの日本の軍備増強は、不完全なものにしても、あり得なかった⁵⁰⁾」と述べているが、この指摘は重く受け止められねばならないであろう。

48) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第5巻(下)、昭和58年、44、45、637、649～655頁。高石、前掲書121～130、277～283、300～302、313頁。鯖田、前掲書10～12、35～40頁。『横浜正金銀行全史』によれば、昭和16年下期、南米に約3トン、同19年上期、ドイツに約2トンが現送され、また同17年上期、イタリアに対して213.3キログラムの金がイヤマークされている。また高石、前掲書(177頁)では、ドイツへの金現送は昭和18年が4トン、同19年が2トンであった。特別円為替制度については、拙稿「特別円(為替)決済制度について」『旭川大学紀要』第10号参照。

49) 高石、前掲書342頁。

50) 鯖田、前掲書32頁。

4. 北海道金鉱山における労働問題と鉱害問題

1) 労働問題

ここでは労働問題についてまとめておきたい。

まず1905年(明治38)頃の轟金山の労働者について紹介しておきたい。当時の轟金山街は約150戸、人口約1,000人であり、そこを訪れた新聞記者のルポルタージュによれば、基本的な日用品の価格は市価より低廉であったが、それ以外の物は概して2、3割高く、特に鮮魚類に至っては驚くべき高さで、例えば「余市に於て鮭一尾七十銭のもの鉱山地に入り二円以上」もしていたのである。しかし、鉱夫達は「酒は正宗にあらざれば飲まず肴は鮮魚にあらざれば喰わず」と、その高い鮮魚も鉱山街の奥に位置する技師長はじめ事務所員の社宅にまで到達することはめったになく、ほぼいつも鉱夫達に買収し尽くされたという。彼等の多くが故郷を遠く離れ、いわば蝦夷の奥地で働いているのであるが、その中にあっても人間としての気概を忘れず、むしろ昂然とその矜持を示しているかのように思えるエピソードである⁵¹⁾。

実はこのような人間としての気概や矜持すなわち人間性が、全体主義的な風潮の中で次第に失われていく過程が、まさしくここで取り上げようとする労働問題の本質的部分に他ならないと思われるのである。

さて鉱山の開発とともに当然ながら従業員数も増大するが、昭和以降の全国金属鉱山労働者数の推移についてざっと見れば、表5、図5のようである。すなわち、1931年(昭和6)を底として翌年から急増していることが明瞭である。この傾向は表6、図6に見るように北海道においても同様であり、また道内の金鉱山についてもそうであったといえよう。

例えば数字が比較的に残っている鴻之舞金山

51) 拙著296～297頁。

図5 日本の金属鉱山労働者数推移

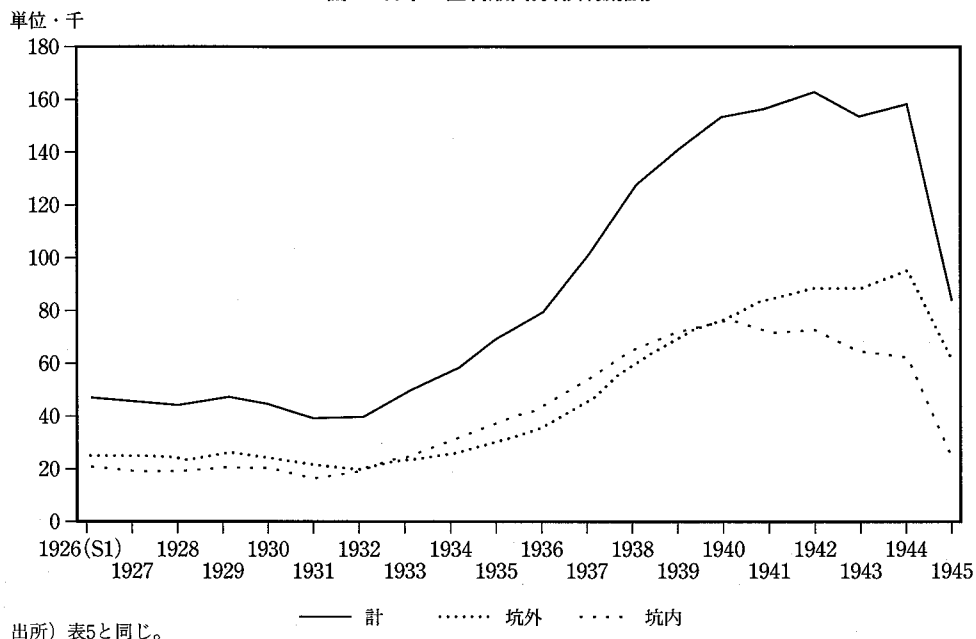


表5 金属鉱山従業員数推移

	坑内	常用労務者 坑外 (除製錬)	小計	職員	臨時	合計
1926(S1)	20,986	25,937	46,923			46,923
1927	19,900	25,756	45,656			45,656
1928	19,822	24,824	44,646			44,646
1929	21,151	26,858	48,009			48,009
1930	20,696	24,329	45,025			45,025
1931	17,967	21,629	39,596			39,596
1932	18,951	20,747	39,698			39,698
1933	25,125	24,184	49,309			49,309
1934	31,453	26,054	57,507			57,507
1935	38,104	31,312	69,416	5,437	2,878	77,731
1936	43,731	36,714	80,445	5,999	2,951	89,395
1937	54,586	46,698	101,284	8,094	3,979	113,357
1938	65,683	60,508	126,191	10,202	5,371	141,764
1939	71,148	69,752	140,900	13,122	7,238	161,260
1940	76,891	77,421	154,312	15,584	6,731	176,627
1941	72,589	85,016	157,605	16,202		173,807
1942	73,250	89,208	162,458	17,524		179,982
1943	65,229	88,825	154,054	17,907		171,961
1944	62,302	95,842	158,144	18,933		177,077
1945	22,608	61,150	83,758	13,405		97,163

注) 1940年までは6月末現在数。

出所) 『本邦鉱業の趨勢50年史』資料編, 508—509頁および『本邦鉱業の趨勢』各年度関係分。

図6 北海道金属鉱山労働者数推移

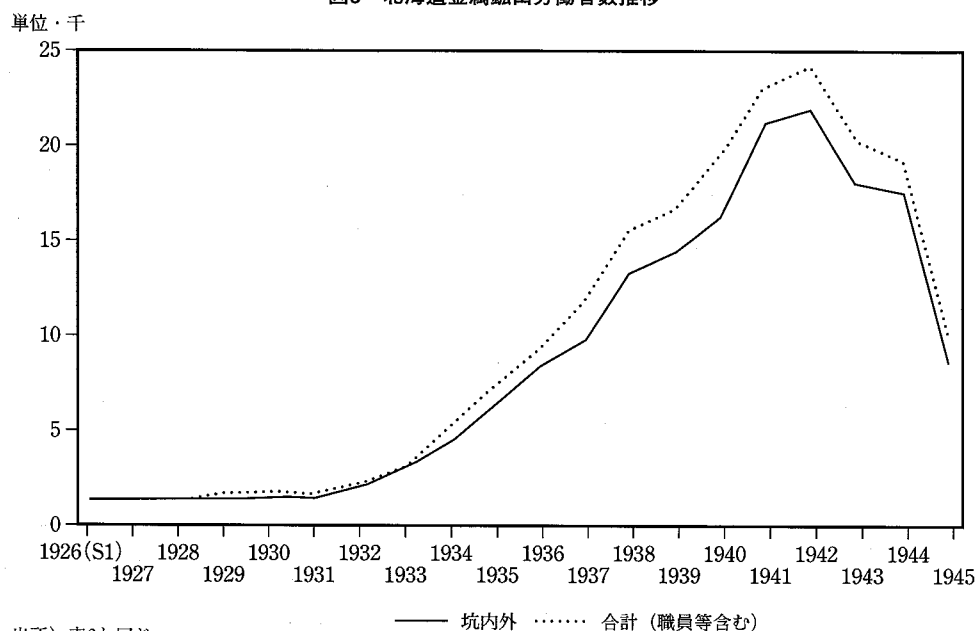


表6 北海道金属鉱山労働者数

	坑 内	坑 外	製 錬	坑外計	坑内外計	職 員	其他従業者	合 計
1926(S1)					1,417			1,417
1927					1,415			1,415
1928					1,344			1,344
1929					1,415	182	101	1,698
1930					1,466	155	131	1,752
1931	868	386	161	547	1,415	147	11	1,573
1932	1,261	605	135	740	2,001	181	53	2,235
1933	1,866	1,003	176	1,179	3,045			3,045
1934	2,854	1,293	249	1,542	4,396	478	258	5,132
1935	3,895	2,180	329	2,509	6,404	662	288	7,354
1936	5,072	2,595	688	3,283	8,355	753	336	9,444
1937	5,953	2,873	1,071	3,944	9,897	931	1,038	11,866
1938	8,043	4,203	1,038	5,241	13,284	1,318	972	15,574
1939	7,473	5,455	1,327	6,782	14,255	1,464	972	16,691
1940	8,412	6,673	1,184	7,857	16,269	1,805	1,429	19,503
1941	9,936			11,292	21,228	1,954		23,182
1942	10,026			11,924	21,950	2,258		24,208
1943	6,873			11,080	17,953	2,303		20,256
1944	4,658			12,900	17,558	1,668		19,226
1945	1,828			6,788	8,616	1,360		9,976

出所)『本邦鉱業の趨勢』各年度分より作成。

の従業員数について見れば、200名から300名台の水準であった昭和初期の数字は、1932年頃か

ら急増し、一気に1942年には4,552名にも達している。1943年からの急減は、いわゆる金鉱業

図7 北海道金鉱山従業員数推移

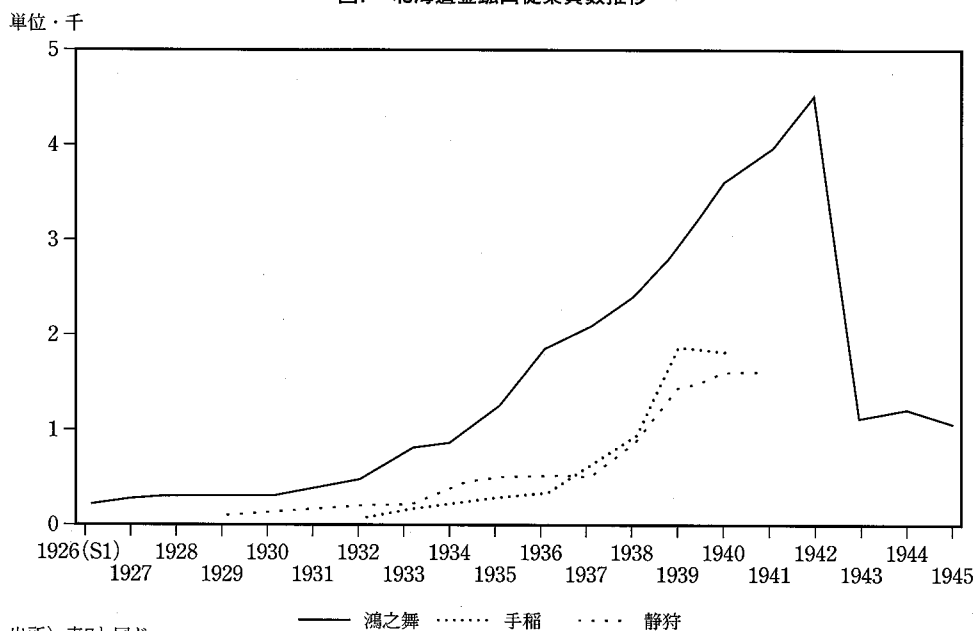


表7 北海道各金鉱山従業員数推移

	鴻之舞	珊瑚	徳星	北隆	沼の上	北の王	手稲	千歳	恵庭	轟	静狩	大金	大盛
1926(S1)		219											
1927	268	21			8					242	96		
1928	303*	36		28*	14								
1929	287*			37*	35	12*				257*	113*		
1930	314*	10*		49*	46					218*	120*	17*	
1931	415	34*		57*	59	52*				301	142*	25*	
1932	493	70	41*	102*	62	57*	76*			214*	212*	49*	
1933	797	178	67	169*	57	222*	158*			261*	198*	148*	
1934	886	158*	79*	281*	54	231*	208*			301*	425	203*	42*
1935	1,235	177*	170*	338*	58	245*	275*	215*		465*	521*	250*	70*
1936	1,855	203*	278*	320*	81	331*	338*	516*		565*	538*	258*	
1937	2,088	119*	396	497	80	356*	596*	780*		557*	514*	221*	71*
1938	2,420	240*	302*	381*	114	454*	931*	465*		528*	861*	235*	
1939	2,938	298*	280*	713*	113	586*	1,858*	1,200	322	456*	1,465	308*	314*
1940	3,619				88		1,833*		548		1,600	437	
1941	3,961										1,600	400	600
1942	4,552												
1943	1,127			300							2,000	270	
1944	1,226												
1945	1,065												

注) *は職員を除く。

出所) 拙著および『本邦鉱業の趨勢』各年より。

整備の結果であることは言うまでもない。手稲、静狩等、部分的な数字しか残されていない

鉱山においても、同様の傾向をはっきりと見て取ることができよう。(表7、図7)

これらの推移が、前述の金政策によって大きく規定づけられていたこともまた言うまでもないことであるが、その中では様々な労働問題が惹起していたのである。北海道の各金鉱山について、それらをいくつかピックアップしてみよう。

①いわゆるタコ部屋、タコ労働

明治期のわが国および北海道における労働問題を特徴づける囚人の使役、いわゆる囚人労働については、北海道の金鉱山の場合、見られなかったようである⁵²⁾。

しかし、信用人夫や出面土工夫と区別される募集人夫、いわゆるタコの使役、タコ部屋（監獄部屋）はあった。それは金鉱山開発初期および増産のための拡張工事など坑内外作業が特に必要になった時に多く見られたのである。

拙著が対象としている金鉱山の中でも、例えば1933年（昭和8）に発見された千歳金山は、翌年に中島商事会社を買収された後、本格的に開発されていくが、河口から鉱山に至る道路やガソリン軌道の敷設、鉱山付近の整地、住宅建設等の基礎工事には多くの募集人夫が使役されていたようである。鉱山飯場の中で寝るときは丸太を枕にし、それを叩かれて一斉に目を覚まし、作業の行き帰りには10数人の編成となって前後には棒頭がついていたというから、まさにタコ部屋タコ労働そのものであった。北の王金山の場合も、1937年（昭和12）に帝国産金興業株式会社（川崎財閥）によって買収されると製錬所、事務所、会館、住宅、学校などの建設をはじめ、索道工事、水道工事などの大建設ラッシュが始まったが、これらの工事にはいわゆる信用人夫の他に多くのタコ人夫も使役された。また珊瑚金山の場合、主として沈澱池建設等の坑外労働に赤い腰巻き一枚だけをまとったタコ

人夫たちが駆り出されていたようである。そしてたとえ彼等が苛酷な労働や待遇に耐えきれずに逃走したとしても、捕まった時には凄惨なリンチが待ち受けていた。縛られた上に、打擲はもとより、タルキの上に正座させられ、その折った両足の間にもタルキを入れられるという仕打ちを受けたのである。しかし、このような劣悪非道の厳しい状況下にあっても、監獄部屋と人夫募集屋（斡旋人）との間を何度も往復する「蛸常習」あるいは「常習蛸人夫」と呼ばれるしたたかな強者たちがいたことも忘れてはならない⁵³⁾。

逃亡が単なる消極的抵抗であり、団結して雇い主と闘うことが組織的積極的抵抗であるとすれば、これはいわば個人的なアウトローに他ならないが、しかしこれもひとつの抵抗の形態であったと銘記されるべきであろう。

②朝鮮人強制連行

朝鮮人強制連行と勤労報国隊の導入もまたこの時代を特徴づける重大な労働問題であった。これらは、戦時下の深刻な労働力不足の権力的な解決方法としておこなわれたのである。この点に関し、当時の大金鉱山事務所は「時局ノ展開ニ伴ヒ政府ニ於ケル勞務配置ハ、内地人ハ勤労報国隊ヲ除キテハ絶望トナリ、必然的ニ半島人勞務者ニヨラネバナラヌ立場トナレリ」（昭和16年度所長会議資料⁵⁴⁾）と述べているが、まさにこの両者の関係を明瞭に示すものといえよう。

いわゆる朝鮮人強制連行が開始されたのは1939年（昭和14）からであり、次の3つの段階を経ながら深化していったが、同時にこれは強制連行・強制労働という本質の現象過程でもあったといえる。すなわち第1段階は、同年7月の閣議決定後の同年9月「朝鮮人労働者募集要

52) 田中，前掲書，第3章および桑原真人『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会，1982年，第3章参照。

53) 拙著65, 66, 175, 176, 235, 236頁。

54) 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社，1965年，251～252頁。

綱」に基づくもの（いわゆる募集形式）、第2段階は1942年（昭和17）2月「鮮人内地移入幹旋要綱」に基づくもの（いわゆる官幹旋形式）、第3段階は1944年（昭和19）9月「国民徴用令」の朝鮮への適用拡大によるもの（いわゆる徴用形式）である。

最新の研究によれば、終戦までに日本へ強制連行された朝鮮人は67万人前後であり、北海道への連行者数は14万5,000人前後であった⁵⁵⁾。

金鉱山の場合、時期の関係で最後の「徴用」形式による連行はおこなわれなかった。しかし北海道の金属鉱山は全国に先駆け、炭坑をも出し抜いて逸早く強制連行を実施している。これは1939年8月、手稲、鴻之舞、豊羽の各鉱山と道庁から各1人、計4人からなる「調査団」が直接朝鮮に派遣され、周到な準備を経た後におこなわれたのである。

こうして1939年10月3日、強制連行第1陣が函館に上陸した。かれらはすべて忠清南道の農民であり、約300名が手稲金山へ、約30名が轟金山へ振り向けられていった。第2陣512名は同年10月6日、小樽に上陸している。かれらは、鴻之舞（302名）、大盛（100名）、千歳（50名）、北隆（30名）、徳星（30名）の各金山へと配属されていった。

その後、連行は陸続し北海道の金属鉱山への連行総数は1942年6月末現在で7,032名（内、金鉱山へは5,553名）にも達している。その内、上位5鉱山への連行者は鴻之舞2,171名（30.9%、金鉱山の39.1%）、豊羽956名、手稲723名、静狩569名、千歳394名であった。鴻之舞の場合、前述の302名を第1次として1942年9月まで23次に渡って総勢2,589名が連行されたのである。

坑内外員における朝鮮人労働者の比率は、鴻之舞の場合、最大になった時は坑内約60%、坑外約12%、全体で約40%であり、また鉱山によっては（例えば恵庭金山の場合）坑内で約70%に達するところもあり、労働力供給源としての重要性を示すものとなっている⁵⁶⁾。

日本人労働者と比較して、朝鮮人労働者の賃金や待遇など労働条件は劣悪であり、これらの不満は多くの鉱山において着山早々からいわゆる「紛争」となってあらわれている。すなわち『特高月報』に記録されているものだけでも十指に余るものがあり、それは表8の通りである。

厳しい状況下にあっても団結して示威、怠業、罷業等の多様な抵抗形態をとりながら、僅かではあるが要求を会社側に認めさせている様子が窺い知れる。

『特高月報』に載らなかったような「紛争」も度々生じていたであろう。このような積極的抵抗闘争のほかに、消極的抵抗ともいえる逃亡や病気によって苛酷な現場を去る者が続出し、その割合は1943年6月末現在で42.2%にもなっていた。『特高月報』は彼等を物扱いして「減耗」と表現している。

また大金鉱山では2人の朝鮮人が事故死したとき、頭から俵に入れられ、むき出しのままの両足を縛られて坑口から飯場まで引きずり下ろされたというが、文字どおり牛馬のように死んでまでも非人間的な酷い扱いをされていたのである。1999年3月、ILOは日本政府に対して、強制連行はILO条約違反であり被害者に損害賠償するよう勧告しており、残された重い課題となっている。

③勤労報国隊

もう1つの権力的労働力確保策が勤労報国隊の鉱山への導入であった。先の大金鉱山事務所

55) 朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会・札幌学院大学北海道委託調査報告書編集室『北海道と朝鮮人労働者』札幌学院大学生活協同組合、1999年3月、97、120頁。

56) 拙著20～22、210、274、440頁。

表 8 北海道の金鉱山における朝鮮人の「紛争」

年 月 日	鉱 山	参加人員 ／連行者	要 求 項 目	形態	結 果
1939.10.18	大 盛	100／100	賃金値上げ	罷業	会社が「過労割増」を払う
10.21—23	手 稲	293／293	食事等の待遇改善	罷業	要求 7 項目の 1 部を容認
10.27—28	鴻 之 舞	150／150	賃金値上げ他	示威	会社の説得に了解
10.29—11. 2	北 隆	30／30	雇用期間短縮 賃金値上げ	罷業	雇用期間は変更しないが、最低 月収賃金増
11. 7	手 稲	292／ 292	朝鮮式葬儀	示威	主謀者 8 名検束うち 2 名送還
12. 5	鴻 之 舞	280／ 280	朝鮮人に暴力を振るった日本人 の懲罰 食事、風呂等の待遇改善	示威	暴行日本人を傷害罪で處置 主謀者12名を嚴重説諭 要求事項を容認
12. 5	轟	30／30	変死に伴う宿舍や職場の変更	怠業	会社側譲歩
1940. 1.22	大 盛	120／	坑内作業忌避他	怠業	待遇改善を言明
1.23	静 狩	186／ 186	食事改善と前借り	怠業	労働者への訓戒と会社への警告 前借りは即実行
2.11	鴻 之 舞	35／	朝鮮人同士の喧嘩		
1942. 3. 1	千 歳	34／ 331	食事増配	示威	主謀者 6 名厳戒、全員に厳諭
6. 6	鴻 之 舞	244／	賃金支払い	怠業	所轄署の説諭

出所)『特高月報』各年分より作成。連行者数およびその空白もそのまま。

資料にあったように、「内地人ハ勤勞報国隊ヲ除キテハ絶望」という労働力の逼迫状況だったのである。しかしそれは所詮素人による短期間の労働であり、そのような労働に頼らざるを得ないということは、既に労働力供給が絶望的状況にあったことを物語っている。

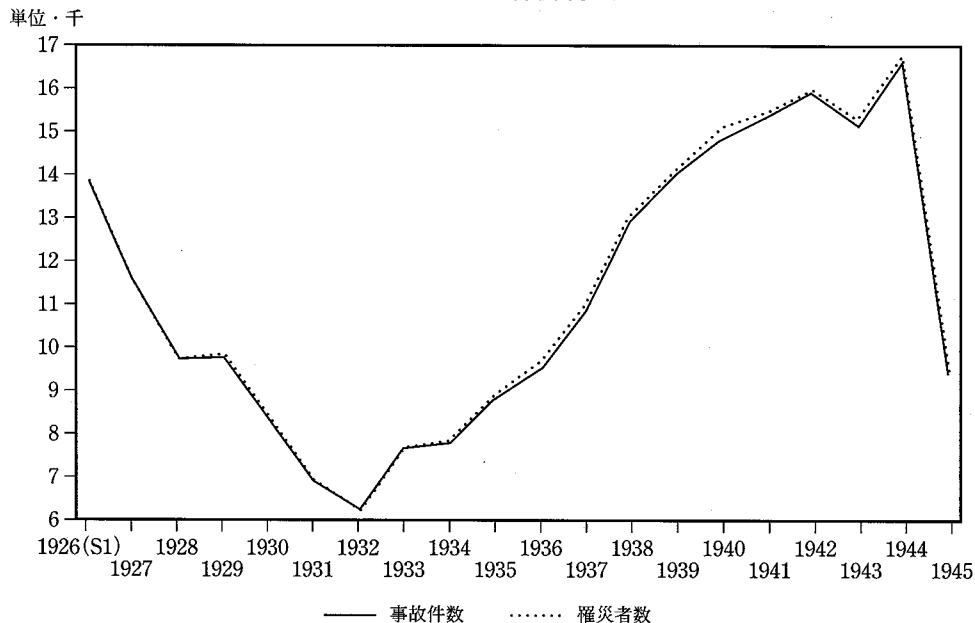
勤勞報国隊は2段階に区分することができる。これはまた労働統制の深化を示すものでもある。すなわち、第1段階は1939年7月「国民徴用令」に基づくもので「産金奉公隊」「勤勞奉仕隊」等と称され、農閑期の農民を中心に導入された。しかし恵庭金山の例に見るように、正月休暇後は鉱山に戻る者がほとんどいなく、農民、鉱山双方に不評であり、これは失敗に終わったといえよう。第2段階は1941年11月「国民勤勞報国協力令」に基づくもので「勤勞報国隊」「鉱山報国隊」等と称され、都市商工業者を中心に導入された。これは同時に、戦時体制が強化され戦争遂行上、不要不急な業種の淘汰や転業が推し進められる中での導入であった。

そして全国各地の産業報国会、商工会議所等を中心に自主的な装いを凝らしながら、その実1回40日間に及ぶ労働が強制されたのである。

この第2段階はさらに何期かに分けられる。最初のものは1941年8月に実施されたいわゆる「第一期工場鉱山勤勞報国隊」であり、全道で約1,500名が動員された。これは11月の「国民勤勞報国協力令」をいわば先取りしておこなわれたのである。次は1942年夏期の「第二期工場鉱山勤勞報国隊」であり、これは道内各市町村の国民職業指導所別に合計で2,120名が強制的に割り当てられ、各鉱山等へ動員された。このほか、例えば手稲金山の場合、1941年1月、同年11月初旬前後、同年11月中旬等に導入されたことが判明しており、恐らく他の鉱山においても何度かに渡る導入があったと思われる。

しかしながら、動員された勤勞報国隊が慣れない労働に従事しながらも、他方で鉱山側に鉱山用具の完備はもとより栄養改善や衛生的環境の実現、文化施設や医療施設の充実、優しい指

図8 日本の金属鉱山事故



出所) 『本邦鉱業の趨勢50年史』資料編708～714頁より作成。

導等々に至るまでの種々の要望を出すことによって、戦時下の強制労働という本質的否定的側面のうちに、労働条件の改善方向を示すという肯定的側面も併せ持っていたという点は留意されるべきであろう。

④労働災害

1932年（昭和7）以降の金政策の変遷は多くの鉱山事故をもたもたしている。

『本邦鉱業の趨勢』によって昭和戦前期におけるわが国の金属鉱山事故の推移を図8によってみれば、事故件数や罹災者数の1932年以降の急増ぶりが一目瞭然である。また北海道の金属鉱山事故について表9と図9によってみれば、1933年から急増し、1942年にピークを迎えた後に急減している。1943年における急減の原因は、勿論、金鉱業整備である。北海道の場合、豊羽や稲倉石等の金属鉱山もあるが多くの金鉱山であって、この趨勢は主として北海道の金鉱山のものであるといっても差し支えないであ

ろう。

限られた史料ではあるが個々の金鉱山についてみれば、例えば手稲金山の場合、坑内外事故による死傷者数は三菱経営下に入った1935年には10名であったが、その後は鰻登りに急増し、1936年40名、1937年71名、1938年174名、1939年237名となっている⁵⁷⁾。この後の史料は不明であるが、増産運動が展開されるのはこの後のことであり、この傾向がさらに続いたであろうことは容易に推察できよう。

また鴻之舞金山の場合、守屋敬彦氏によれば1941年12月15日から1943年3月30日までにおける坑内外事故件数は「日本人705件、朝鮮人1,143件」であり、人数で調整した朝鮮人の実質労働災害は日本人の約2.6倍であった⁵⁸⁾。すなわち、

57) 手稲鉱業所『手稲鉱山史』（昭和14年12月末まで）74～76頁。

58) 守屋敬彦「住友鴻之舞鉱山への強制連行朝鮮人の労働災害」朴慶植他監修『朝鮮人強制連行論文集成』明石書店、1993年、63頁。

表9 北海道の金属鉱山事故数推移

	回数	死亡	坑内 重傷	軽傷	重軽傷	計 (人)	回数	死亡	坑外 重傷	軽傷	重軽傷	計 (人)	回数	合計 死亡	計 (人)
1926(S1)		2	2	152		156		1	6	157		164		3	320
1927		6	8	163		177		1	3	120		124		7	301
1928		1	3	119		123		0	2	87		89		1	212
1929		1	5	127		133		1	0	73		74		2	207
1930		1	21	75		97		2	14	42		58		3	155
1931		0	24	119		143		1	14	41		56		1	199
1932		4	46	129		179		0	14	33		47		4	226
1933	196	7	60	128		195	83	2	25	60		87	279	9	282
1934	351	5	104	247		356	137	1	41	95		137	488	6	493
1935	659	10	256	399		665	191	1	71	121		193	850	11	858
1936	868	14	284	577		875	282	8	129	161		298	1,150	22	1,173
1937	1,092	12	332	757		1,101	434	1	137	293		431	1,526	13	1,532
1938	1,305	32	341	984		1,357	428	11	160	278		449	1,733	43	1,806
1939	1,238	17	370	865		1,252	544	14	163	372		549	1,782	31	1,801
1940	1,588	30	438	1,175		1,643	557	2	156	422		580	2,145	32	2,223
1941	1,589	19			1,571	1,590	642	13			631	644	2,231	32	2,234
1942	1,685	20			1,667	1,687	595	5			593	598	2,280	25	2,285
1943	1,101	22			1,083	1,105	458	8			454	462	1,559	30	1,567
1944	1,174	13			1,167	1,180	616	24			608	632	1,790	37	1,812
1945	436	1			437	438	208	18			193	211	644	19	649

注) ①職員を含む。②1939年の坑内死亡者数は原表では170であるが訂正した。

出所)『本邦鉱業の趨勢』各年度分より作成。

これは鉱山労働に不慣れな朝鮮人（ほとんどが農民）に対して十分な保安対策をとることもなく危険な作業に駆り出していたことを示すと同時に、災害における差別構造をも示すものとなっている。

戦前までにおける各金鉱山の労災事故死者、病死者等を含む殉難者数は鴻之舞263名、轟150名などをはじめとして、13金山全体で602名にものぼっている⁵⁹⁾。

この中には千歳金山、北隆金山等における雪崩災害の犠牲者も含まれている。すなわち、1936年（昭和11）2月1日、千歳金山において雪崩が坑夫長屋木造平屋建3棟を襲い、うち1棟が倒壊、18名が下敷きとなり、6名が圧死、8名が重軽傷を負うという惨事が生じている。また

1939年2月7日には北隆金山において、雪崩によって鉱山住宅1棟が全壊、14名が即死するという一大惨事が発生している⁶⁰⁾。

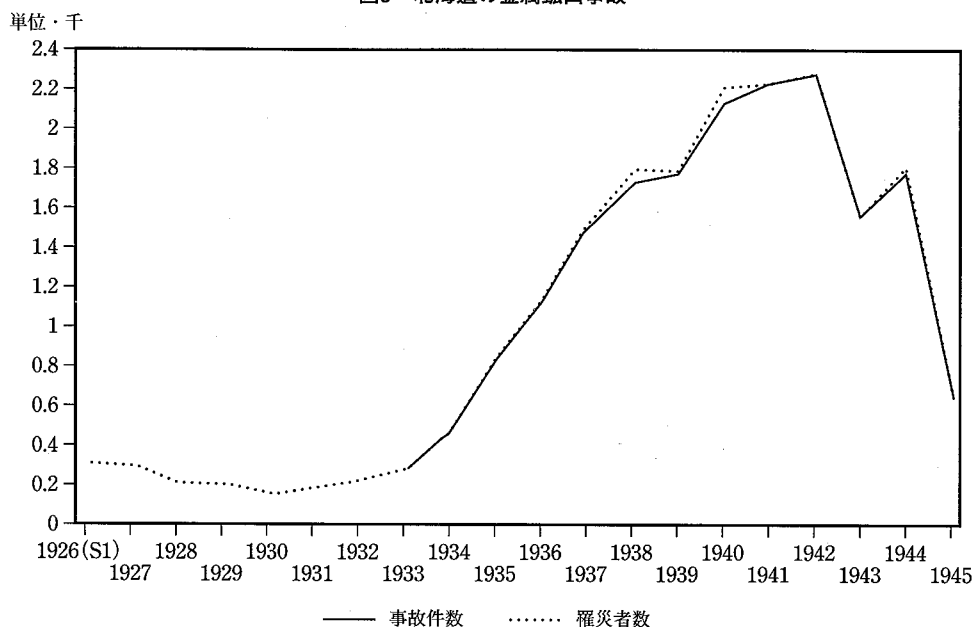
雪崩は言うまでもなく雪国特有のものであるが、その危険性を軽視して危険箇所に住宅を建設するなど、生産第一主義による安全軽視が見られ、その基本の所では他の諸問題と軌を一にするものがある。

ところで1935年には労災事故を原因とした訴訟が起きている。珊瑚金山鉱夫が三井鉱山株式会社を相手取って提訴したもので、1934年2月坑内作業中に負傷、それ以来、名寄、旭川、札幌の各病院で治療中のところ、5月に解雇されてしまった。妻子3名を抱えて路頭に迷うことになってしまい、会社側のあまりにひどい仕打

59) 北海道総合文化開発機構『北海道開拓殉難者調査報告書』平成3年、141～148頁。

60) 拙著128、248頁。

図9 北海道の金属鉱山事故



出所) 表9と同じ。

ちに1万円の損害賠償請求訴訟を起こしたのである。この訴訟のその後の経過はつまびらかではないが、労働者の無権利状態を前提とした安全軽視・生産第一という厳しい状況下において、事故に遭遇し解雇されても裁判に訴えて闘った労働者がいたことは、やはり特記さるべきであろう⁶¹⁾。

こうして労働問題についていくつか見てきたが、前述の静狩金山や千歳金山における戦時増産運動時のありようをも含めて、それは政府の金政策の展開とともに全体としては労働者の人間としての気概や矜持が次第に喪失していく過程、すなわちそれらが権力によって奪われていく過程であったこと、しかし同時に、そのような状況下でありながらもごく一部ではあるが、そのことにあらがひ未来を指し示す勢力も存在していたことを確認しておかねばならないであろう。

2) 鉱害問題

近代日本における代表的な鉱害問題、すなわち足尾、別子、日立、神岡、生野等各金属鉱山の鉱毒・煙害等の問題については、工学あるいは金属産業技術史の側面から批判的に手際よくまとめた最近の業績があり、それに委ねることにしよう⁶²⁾。

北海道の金属鉱山における鉱害問題として代表的なものは国富鉱山の煙毒問題であろう⁶³⁾。

これは田中鉱業経営下、1908年(明治41)に乾式製錬所が設置され、その後、大正初期を通じて製錬設備が増設されていくが、その過程で坑内排水やとりわけ煙突からの排煙が近在の田畑、山林等に甚大な被害を及ぼしたので小沢村民と鉱山側との間で紛争が発生したのである。小沢村農会調べによれば、小沢村では燕麦が反当り平均4石、年1万6,000俵余、豆類は2,000

61) 拙著70～71頁。

62) 畑明郎『金属産業の技術と公害』アグネ技術センター、1997年。これは優れた資料紹介集でもある。

63) 以下、国富鉱山煙毒問題については桑原前掲書第5章第3節による。

俵余を産出するなど岩内郡有数の農産地であったが、製錬所設置後の減耗は著しく、1928年(昭和3)においては燕麦が反当たり2石5斗、豆類に至ってはわずか70俵という激甚たる被害のありさまで、このほか水田、山林、採草地などを合計した約5,500町歩におよぶ区域の同年度中の被害総額は15万2,000余円にも達していた。そのため、1929年8月には半分以上の村民が参加して煙害問題に関する大会が開かれ、製錬所移転や当局への陳情等が決議されるなど反対運動も最高潮に達したが、すでに最盛期を過ぎていた鉱山側は突然1931年春の休山と製錬所閉鎖を発表し、わずか3,400円を支払うことで終結を迎えることになったのである。その4年後の1935年、国富鉱山は住友合資会社によって買収され、翌年から製錬所も操業再開され、その後増設もされていくが、もはやかつてのような反対運動は生じなかったのである。村内で種々の内部的軋轢があったではあろうが、この間「満州事変」や「日華事変」の勃発、金属増産運動の展開等、全体主義的風潮の下で戦争政策が深化していったことが、運動を担うべき勢力に基本的な影響を与えたことは言うまでもないことであろう。

さて北海道の金鉱山の場合も自山に製錬所が設置され、操業が開始されると間もなく鉱害問題が惹起してくる。特に製錬法の発達によって製錬過程に青酸カリや青酸ソーダを使う全泥湿式青化製錬法が採用されるようになると、問題が多発したのである。拙著で取り上げている中で鉱害問題を惹起した鉱山は8つにのぼる。残りの鉱山については、沼の上金山のように自山に製錬設備がないか、あるいは珊瑚、徳星、千歳、恵庭の各金山のように海岸から遠く離れ、関係河川に漁業権が設定されていなかったことなどによって偶々問題が発生しなかっただけのことである。鉱害は徳星や珊瑚金山よりも製錬規模の小さい北隆、大金、轟などの金山においても発生しており、鉱害発生が必ずしも規模の大きさに規定されているわけではないことは明

らかである。

因みに戦前の北海道で操業していた全泥湿式青化(金湿式)製錬所および浮遊選鉱所の一覧を示せば表10の通りである。

問題を惹起した8鉱山について見ると、大盛のように1度しかない鉱山もあるが、ほとんどが繰返し問題を起こしていた。以下、主要な例について見ていくことにしよう。まず金政策の新たな展開が始まる1932年までと、それ以後に時期区分してみれば、前期においては鴻之舞で1回、轟で2回、静狩で2回問題が発生している。このうち最も古いのは轟で青化製錬開始後2年後の1905年(明治38)に生じたもので、鉱山下流の川砂が変色して多数の死魚が浮かび、一人で死鮎200余を拾うという事態であったが、下流の赤井川村民はいずれも「憂心」しつつも社会問題化はしなかったのである。しかし、1908年1月の製錬所火災後、1924年に新製錬所が完成し1931年に再び流域が被害を受けると今度は社会問題となった。すなわち、この時、製錬に使用された青酸塩が下流の鮎人工孵化事業に障害を与えたのである。1931年は前述のように国富製錬所が煙害問題によって休山し、そこへの送鉱が中止されて轟での製錬が急増した年であり、いわば国富の煙害が轟の鉱毒水問題となって現象したといえる。今度の場合は余市漁業協同組合が再三に渡って鉱山側に警告を発している。しかし、鉱山側は適切な対応をとらず態度冷淡なため、漁協は鉱山監督局や道庁に対し陳情するに至っている。その結果、水産試験場の調査が入り、その勧告に従って鉱山側は鉱滓捨場の石垣の内側に柵を設けるという措置をとっている。

鴻之舞では1926年(大正15)に第1回目の鉱害問題が発生している。すなわち、同年9月、「藻鱸川口より約一里半以上は河中の生物鱸に至る迄全部斃死」あるいは「鱒の被害を蒙りたるもの約千本位にして何れも衰弱浮上し付近住民争ひて之を拾得し小児と雖も容易に十数本を得甚だしきは荷車にて運搬する程」という状況

表10 北海道金鉱湿式製錬所選鉱所一覧

鉱山名	処理方式	1日当 処理鉱量 (kg)	1941年 産金量 (kg)	備 考
鴻之舞	青 化	3,000	2,541.5	廃 止
静 狩	青 化	1,200	599.7	廃 止
千 歳	青 化	750	807.0	廃 止
大 盛	青 化	750	133.1	廃 止
天 龍	青 化	500	—	休 止 中
北 の 王	青 化	300	193.4	廃 止
	浮 選	70		廃 止
徳 星	青 化	200	91.3	廃 止
珊 瑠	青 化	210	329.6	廃 止
豊 浦	青 化	200	—	休 止 中
手 稲	青 化	200	1,778.5	縮 小
	浮 選	2,000		縮 小
生 田 原	青 化	150	71.3	廃 止
北 隆	青 化	110	257.2	廃 止
大 金	青 化	100	144.9	廃 止
大 栄	青 化	100	3.8	廃 止
轟	青 化	80	206.5	廃 止
	浮 選	70		廃 止
恵 庭	青 化	70	102.6	廃 止
滝 の 上	浮 選	70	8.8	廃 止
神 野	混 汞	15	—	休 止 中

注) 1942年11月1日現在、備考は金鉱業整備に伴う措置。

出所)『本邦鉱業の趨勢』昭和16—20年、256頁と斉藤平吉「本邦金鉱業—世紀の展望」『日本鉱業協会誌』第6巻第4号、1953年、19頁から作成。

であり、これでは鮭鱒の自然繁殖は望まれず漁業家の死活問題だとして「網走水産会紋別支部」「紋別鮭鱒養殖水産組合」「門別町外一ヶ統漁業組合」等が一丸となって陳情行動に出たのである。その結果、調査に入った水産試験場は、被害原因を鉱山廃水の青酸カリにあることを明らかにしたので、鉱山側は沈澱池への溪水流入を防止するための堰堤を築き、さらに第2沈澱池を建設することになった。年末には鮭定置網漁業主等3人が住友を相手取って損害賠償請求訴訟を起こしている。これは鉱山側が鮭鱒の漁業権を買収するということで和解したようである。

後期すなわち1932年以降は前述のように金政策の進展に伴って生産量が急増する時期であ

り、鉱害問題が多発するのもまた必然のことであった。前期分を除いてそれぞれ鴻之舞1回、北隆1回、北の王2回、手稲7回、轟2回、静狩3回、大金2回、大盛1回の問題が惹起していたのである。これらをさらに金政策の進展の見られる1937年（昭和12）までとそれ以後に区分すると、1937年までは1933年の轟、1934年の大金、1935年の鴻之舞、静狩の4件に過ぎないが、それ以後は1937年手稲（2回）、1938年北隆、手稲（3回）、1939年北の王、1940年北の王、手稲、静狩、大盛、1941年手稲、大金、1942年静狩、1943年轟と急増して計20件にものぼり、毎年のように各鉱山で発生していたのである。

被害等の詳細は拙著関連箇所を参照願うこと

にして、前後期を通じて総じていえることは戦時体制下で国家主義全体主義が深化していく過程の中にあっても、鉱毒被害に対して農漁民等は自らの死活問題として取り上げ協同組合等に結集して当局への陳情（北隆、大盛など）や場合によっては提訴（鴻之舞、北の王など）して鉱業資本と闘ったということであろう。たしかに戦時金属増産運動やその直後の金鉱山整備によって、陳情や提訴のその後の経過が曖昧化し不明となっているものもあるが、例えば手稲金山において養鱈池や飲料水被害に対して家屋移転や井戸掘鑿がおこなわれて補償金（1937、1938両年で5,479円）が支払われたり、北隆金山では1940年に漁業被害への解決金として漁協に2万3,000円が支払われたり、同様に静狩金山が1941年に1万円を支払ったりしていることなどは、このような運動の成果として評価されるであろう。

5. おわりに

北海道はかつて「東洋のトランスヴァール」とまで称されたように国内最大の産金地であった。簡単に戦前の北海道産金史を振り返れば、浜五十里に渡って金色の帯を敷いたようでまぶしくて晴れた日は通れないという「伝説時代」、四千人以上が砂金採取に集まったという北見枝幸の「ゴールドラッシュ時代」（以上「砂金時代」）、山師が新金山の発見に鎬を削ったり小資本が細々と営業した時代を経て、ようやく大資本による本格的な「鉱山開発時代」（以上「山金時代」）を迎えることになるが、昭和の準戦時期に入るにしたがい次第に国家統制が強まって増産が強制されたかと思うと、対米英戦争の開戦とともに急転直下、休閉山を余儀なくされ

るという変遷をたどる。すなわち、この変遷は国家権力による金政策に大きく規定づけられていたのである。1897年（明治30）、日清戦争賠償金を基礎に古典的な意味での金本位制を確立した日本は、曲がりなりにも1931年（昭和6）まで、それを存続させたが、この年、ふたたび金本位制から離脱し、二度と戻ることはなかった。それは主として、同年に勃発した「満州事変」とそれに続く「日華事変」などの戦争準備金、軍費を賄う必要があったからである。換言すれば、それは国際間信用の喪失過程の中で果たす金の世界貨幣としての機能の発現にはならなかったのである。そのため、前述のように1937年以降、約678トンにのぼる金が海外へ現送され、このうち約9割（約609トン）が対米英開戦までのアメリカ（一部イギリス）向け金現送であった。さらなる戦争の準備と遂行のために、全国の金鉱山が増産を強制されただけでなく、国民の個人的な金製装飾品までもが供出させられた。そのような政策によって、生産面においては極低品位鉱の大量採掘（乱掘）等という無理が強いられたり、労働面においては労働力不足を強制連行朝鮮人や勤労報国隊員等の強制労働で補うという暴力がおこなわれたのである。その結果、労働災害や鉱害問題等が多発したのも必然であったことは本文で見たとおりである。

こうして北海道をはじめ日本帝国主義支配下の各鉱山は恣に翻弄されたのであるが、そのような時代状況の中にあっても当然ながら少数ではあったが、本文で確認しているように、横暴冷淡な資本あるいは冷酷無慚な権力に対して敢然と立ち向かった勢力が存在していたことも銘記しておかねばならないであろう。